

第1編

序章

第1章 都市計画マスタープランの枠組み

1-1 都市計画マスタープランの背景と主旨

(1) 都市計画マスタープラン

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）は、多様化する住民の要求を都市づくりの目標に体系化し、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の個別の都市計画に反映させていくためには、望ましい都市像を都市計画のなかで明らかにする必要があることから、平成4年6月の都市計画法の改正によって創設されました。

当初の四條畷市都市計画マスタープランは、「第4次四條畷市総合計画」や大阪府が定める「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」（現「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）などに即しながら、長期的視点に立った本市の都市づくりの将来ビジョンを描くとともに、地域別の市街地像、整備方針などを体系的かつ総合的に定めるもので、市民と行政がどのようにそれを実現していくのかを明らかにすべく、平成13年3月に策定、平成21年12月に一部改訂しました。

(2) 都市計画マスタープランの背景

近年、国際化・高度情報化による産業構造の変化、少子高齢化による人口減少など社会構造が急速に変化しています。本市においても当初の都市計画マスタープランを策定した当時に比べ、まちも成熟化し、新たにまちのあり方を考えていく時期に来ているといえます。社会情勢やまちの姿の変化に対応し、新たに策定された総合計画（第6次四條畷市総合計画）と整合を図りつつ、大阪府が定める「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などに即しながら、時代やまちに即した計画にすべく、当初の都市計画マスタープランを見直すこととしました。

1-2 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

本都市計画マスタープランは、以下のような役割を持つものです。

- 都市の将来像や土地利用の方針などとともに、地域における市街地像やまちづくりの方向など、都市計画に関する基本的な方針を明らかにすること
- 四條畷市のめざすべきまちの将来像を実現するために、都市計画として具体化していく際の指針とすること
- 個別の都市計画の決定、変更などの適用指針となること
- 市民参加による都市レベル及び地域レベルのまちづくりを進める指針とすること

また、本都市計画マスタープランの位置づけは、次項に示すとおりです。

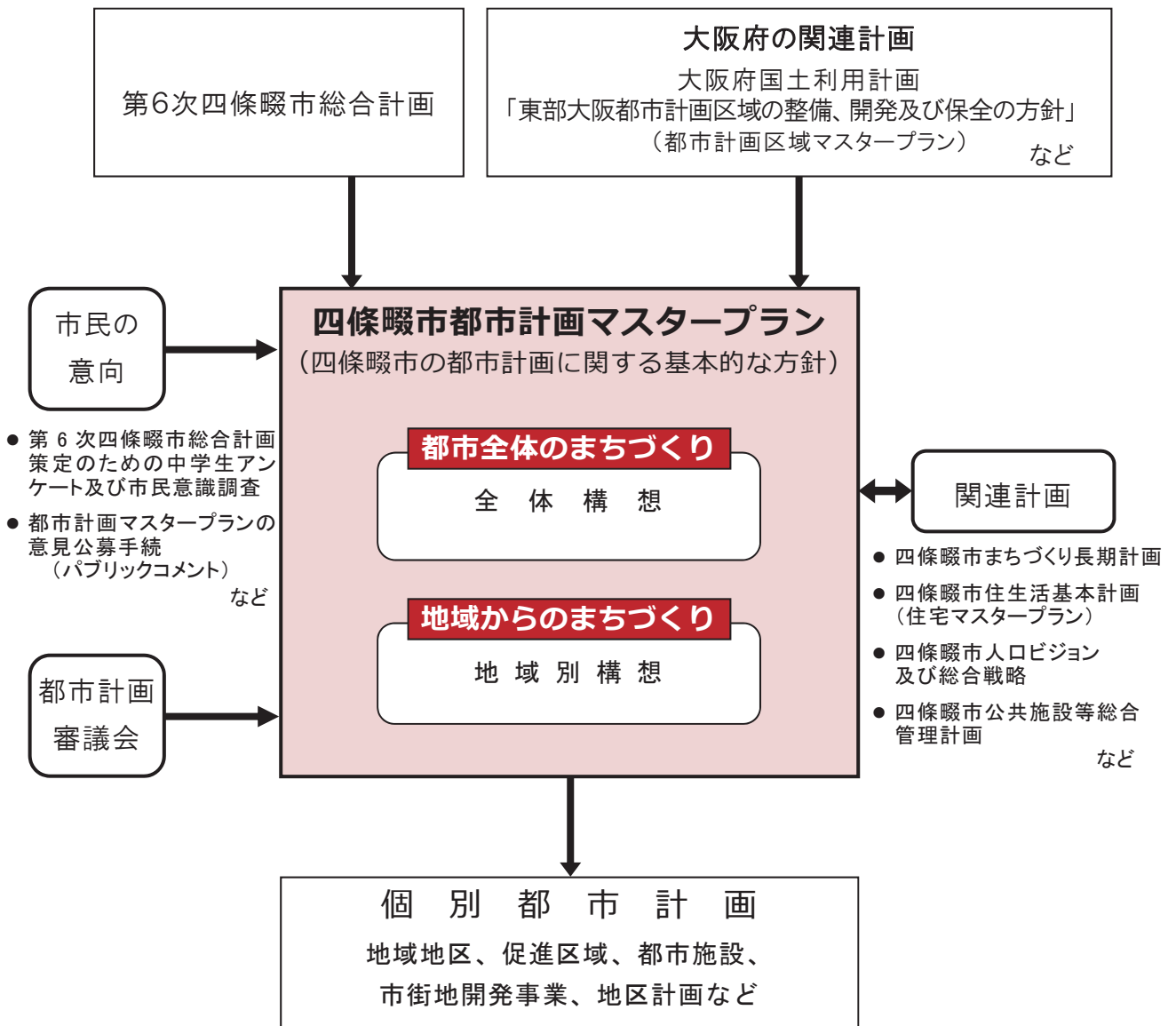


図 1-1-1 都市計画マスタープランの位置づけ

1-3 都市計画マスタープランの構成と目標年次

(1) 計画の構成

本都市計画マスタープランでは、市域全体のまちづくりの方向性を示す「全体構想」と、市域をいくつかの地域に区分した地域別のまちづくりの方向性を示す「地域別構想」で構成します。

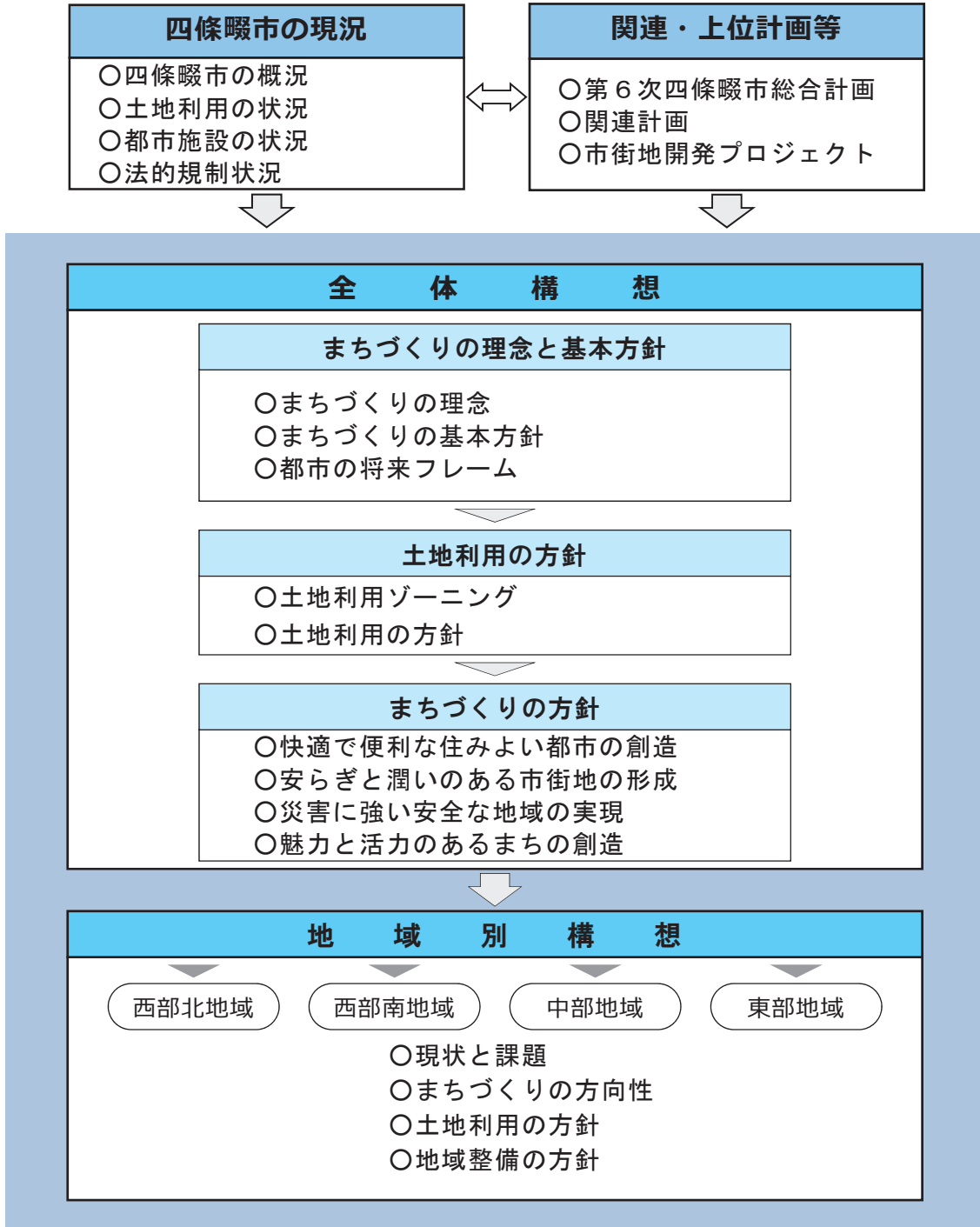


図 1-1-2 都市計画マスタープランの構成

(2) 計画の対象地域

本都市計画マスタープランの対象地域は、本市域全域(都市計画区域)とします。

(3) 計画の目標年次

市の将来を見据えたまちづくりを進めていく必要があることから、第6次四條畷市総合計画の計画期間である平成62年(2050年)を長期的な目標年次として、その内容とも整合を図りつつ進めていきます。また、本都市計画マスタープランは、おおむね10年後の平成39年(2027年)を目標年次とするとともに、見直すべき社会経済情勢等の変化があれば、必要に応じ検討を加え、見直すこととします。

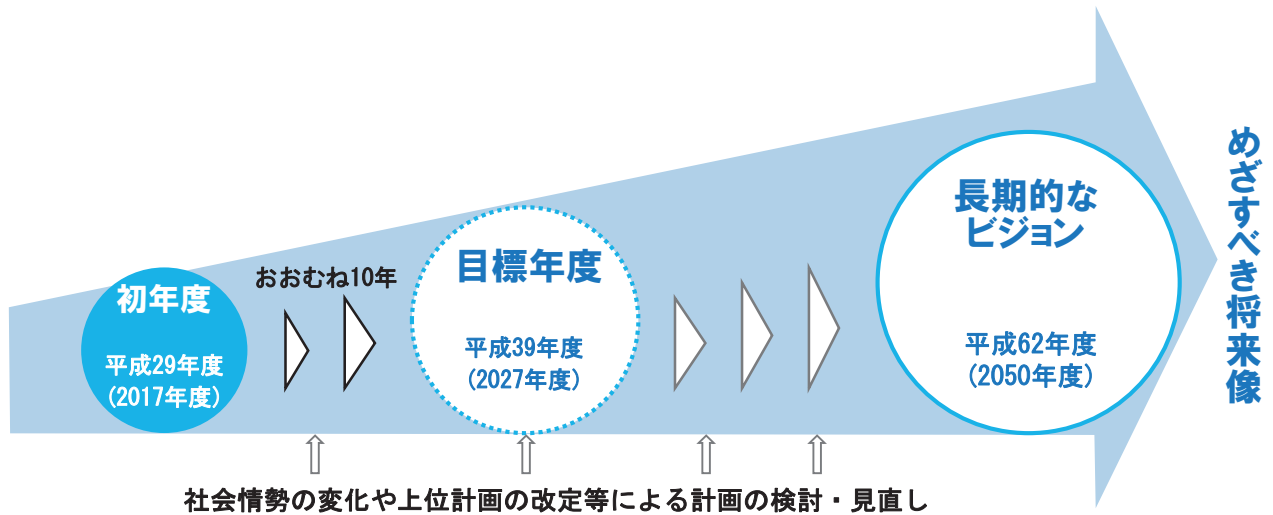


図 1-1-3 都市計画マスタープランの目標年次

第2章 四條畷市の現況と課題

2-1 まちの概況

(1)位置・面積

四條畷市は、大阪府の北東部にあって、大阪都心より約15kmに位置しています。東は奈良県生駒市、西は寝屋川市、南は大東市、北は交野市及び寝屋川市に接しています。

市域は、東西約7.3km、南北約5.4kmと東西に長く、総面積は約18.69km²で大阪府域（1,905.14km²）の約1%を占めています。

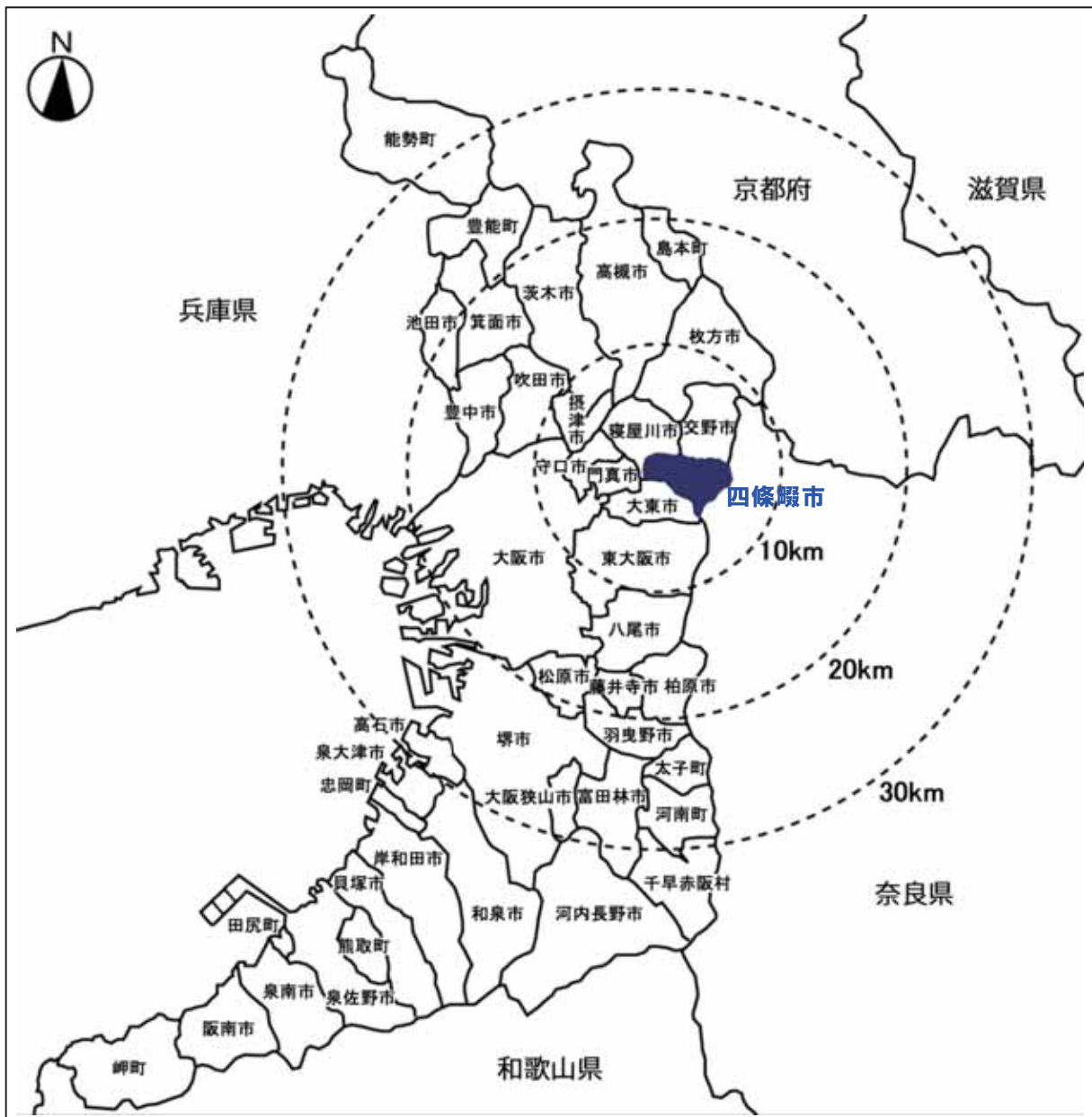


図 1-2-1 市の位置

(2)都市の沿革

本市の歴史をみると、市内から旧石器時代（1万年以前）とみられるナイフ型石器や細石器が出土している他、古墳や城跡、神社、仏閣などの文化遺産が多く、また古くから交通の要衝としての面影を伝える東高野街道や清滝街道などの古道や道標があります。

さらに、鎌倉時代には楠木正行率いる南朝軍と北朝方の高師直軍との決戦が行われた四條畷の合戦の舞台にもなった地です。

明治22年の町村制施行により7か村が甲可村となり、昭和7年に甲可村を四條畷村に改名、同22年には町制を施行、同36年には四條畷町と田原村が合併し、現在の市域が定まりました。

昭和30年代後半から市域の南部を中心として住宅開発が進み、都市化が進むなか、昭和45年7月1日には市制を施行し、四條畷市が誕生しました。

その後、大阪市外縁の住宅都市としての性格を持つまちとして発展し、昭和62年には、国家プロジェクトである関西文化学術研究都市の文化学術研究地区として「清滝・室池地区」、「田原地区」が指定され、新たな拠点形成が進められてきました。

平成9年にはJR東西線の開通により、交通利便性がさらに向上し、平成22年に第二京阪道路が開通し、近隣市町村や他府県との交通の結びつきもさらに強くなりました。

表1-2-1 四條畷市の変遷

年 月	内 容
明治22年 4月～	甲可村(南野、蔀屋、中野、清瀧、逢阪、砂、岡山) 田原村(上田原、下田原)
明治29年12月～	北河内郡制施行
昭和7年 4月～	甲可村を四條畷村と改称
昭和22年 7月～	四條畷村に町制施行
昭和36年 6月～	四條畷町と田原村合併
昭和45年 7月～	四條畷市に市制施行



※明治22年時の甲可村と田原村の大字界

図1-2-2 大字界図

(3)人口

1)人口・世帯数の推移

本市の人口は、市制を施行した昭和45年では約38,000人でしたが、その5年後の昭和50年には約52,000人と急増しました。その背景として、昭和40年代の高度経済成長期による大阪都市圏の拡大などがいえます。平成2年までは微減傾向にありましたが、平成2年以降は、田原台地区の入居開始によって、再び増加傾向に転じ、平成7年には約54,000人に、平成27年では約56,000人になっています。

現在、本市の人口は、西部既成市街地においては、空地等でのミニ開発等による住宅供給が続いているものの、社会減少の傾向が見られ、全体的にはほぼ横ばいに推移しています。

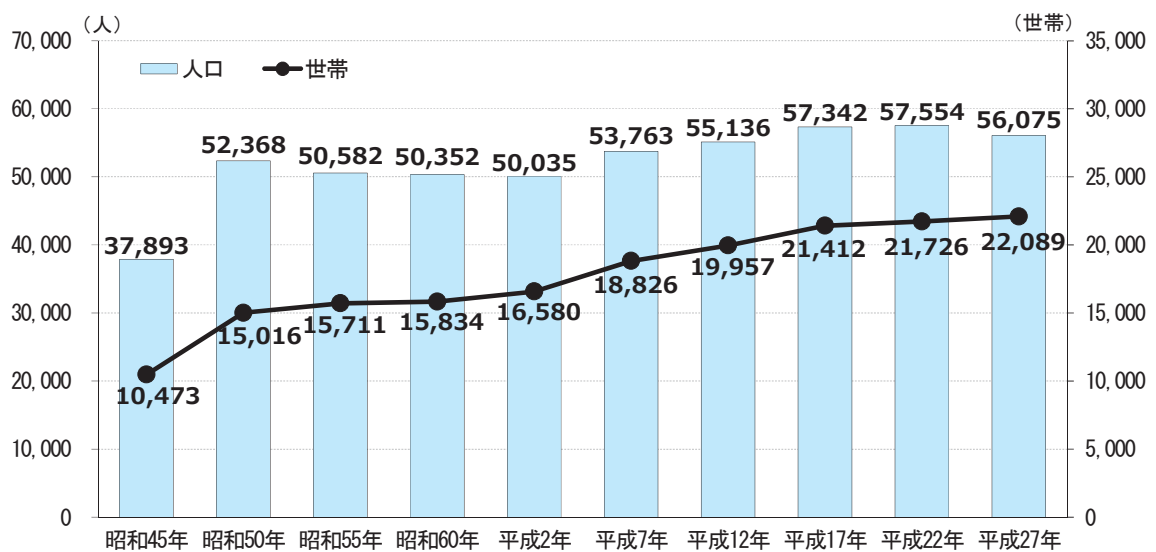


図 1-2-3 人口及び世帯数の推移

出典: 国勢調査

2) 年齢別人口構成

年少人口の割合は昭和50年の30.5%をピークに減少を続け、平成27年には、ピーク時の半数以下の14.2%となっています。

高齢人口は年々増加し、平成27年では昭和50年の4.1%の約6倍の25.7%と高齢化が進んでいることがうかがえます。

また、図1-2-5を見てもわかるように、今後は人口が減少し、高齢化率は36.8%と、ほぼ3人に1人が高齢者となり、少子高齢化がますます進むと考えられます。

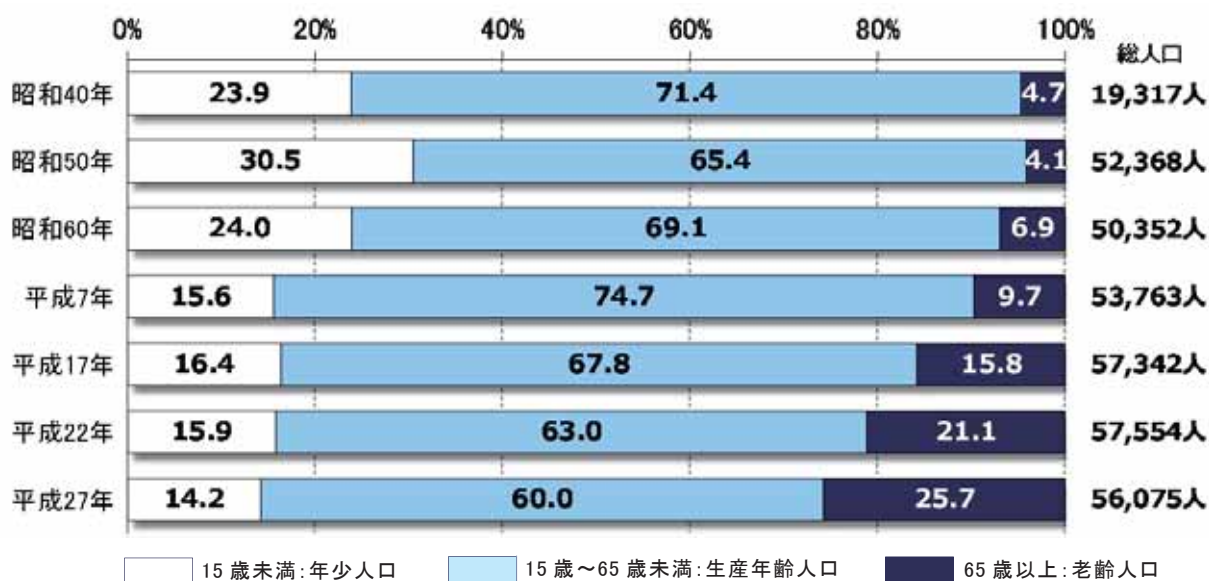


図1-2-4 年齢別3区分別人口構成

出典: 国勢調査(総人口に年齢不詳を含む)

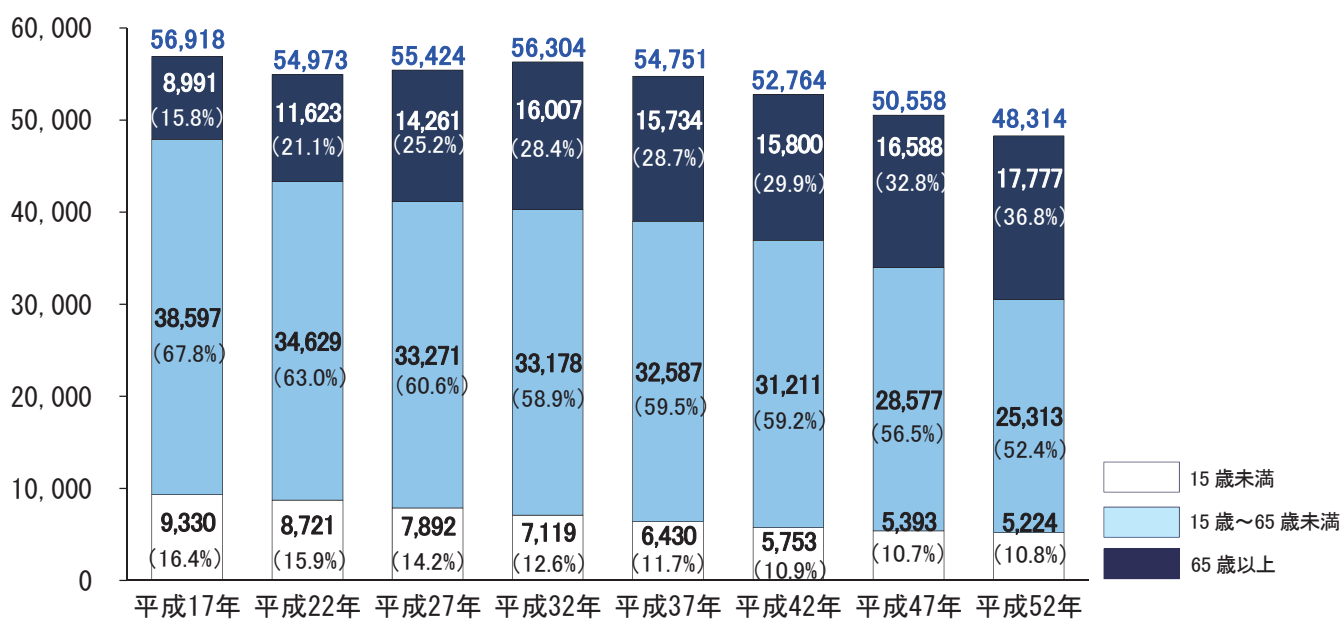


図1-2-5 将来推計人口と年齢別(3階級)構成

※平成17年~平成27年は国勢調査
 ※各年の人口総数に年齢不詳は含まない。

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

3)人口ビジョン

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以降、社人研という）が平成25年3月に公表した推計によると、平成22年をピークとして減少に転じ、33年後の平成62年には、現在の人口から約14,000人減少し、約43,700人になると予測されています。

しかし、本市の人口ビジョンにおいて、次世代を担う年少人口の減少抑止を図り、現在の都市機能を維持するための様々な取組みを加味した「人口ビジョンの将来展望」を図1-2-6のとおり示しており、社人研推計準拠値と比較して人口減少ペースを緩やかにし、33年後の平成62年の人口を約51,000人とすることをめざします。

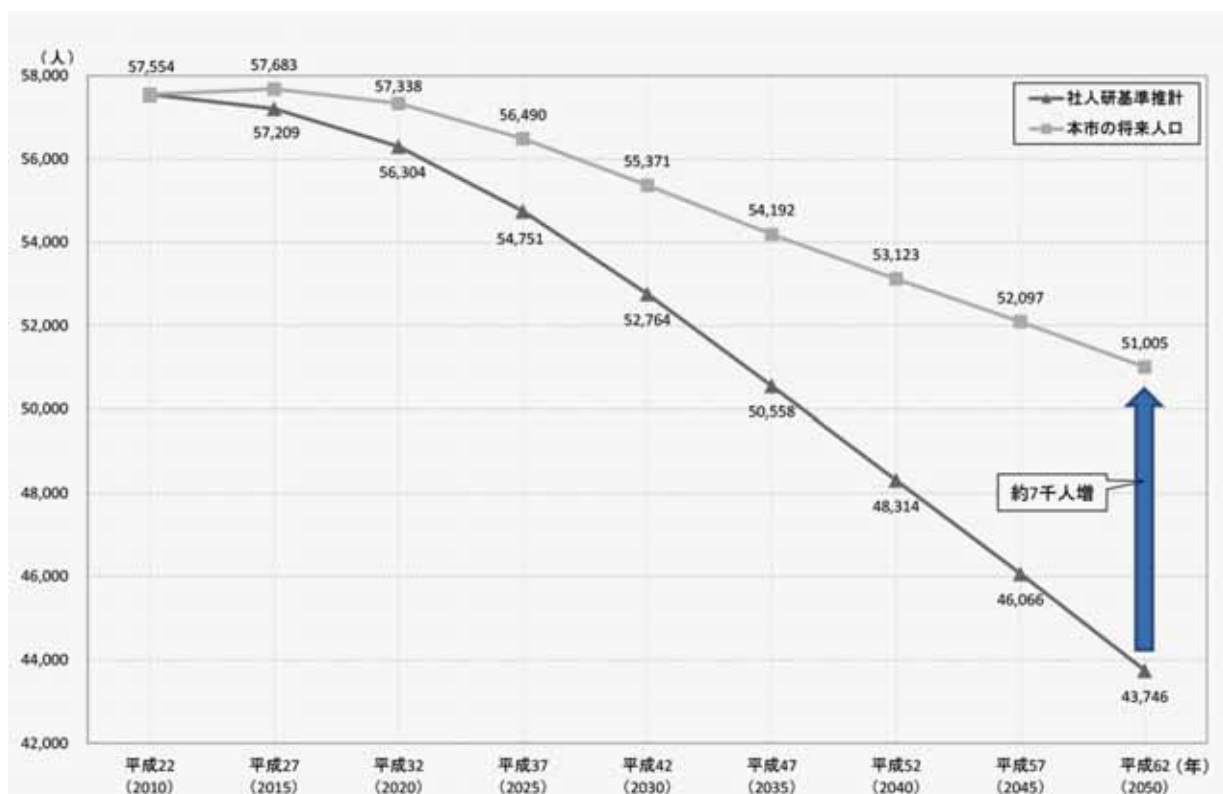


図1-2-6 人口の推移と長期的な見通し

出典: 四條畷市人口ビジョン(平成27年10月)

4)人口動態の推移

平成7年以降の人口動態をみると、自然動態は、出生が死亡を上回る自然増加でしたが、その増加数も年々減少し平成23年に自然減少に転じました。

社会動態は、平成18年まで社会増加と減少を繰り返していましたが、平成17年以降、社会減少となっており、人口が減少しているといえます。

表1-2-2 人口動態の推移

(単位：人)

年次	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	自然増加	転入	転出	社会増加
平成7年	579	315	264	3,771	3,180	591
8	597	323	274	3,382	3,463	△ 81
9	611	333	278	3,497	3,434	63
10	667	367	300	3,734	3,339	395
11	605	370	235	3,242	3,507	△265
12	703	319	384	3,082	3,381	△299
13	681	368	313	3,456	3,256	200
14	644	361	283	3,274	3,222	52
15	644	378	266	3,143	2,898	245
16	639	375	264	3,067	2,907	160
17	592	417	175	2,285	2,838	△553
18	559	421	138	2,430	2,516	△ 86
19	557	421	136	2,448	2,698	△250
20	540	401	139	2,506	2,544	△ 38
21	513	396	117	2,201	2,274	△ 73
22	490	415	75	2,112	2,334	△222
23	430	443	△ 13	1,957	2,161	△204
24	426	386	40	1,936	2,015	△ 79
25	445	472	△ 27	1,735	2,117	△382

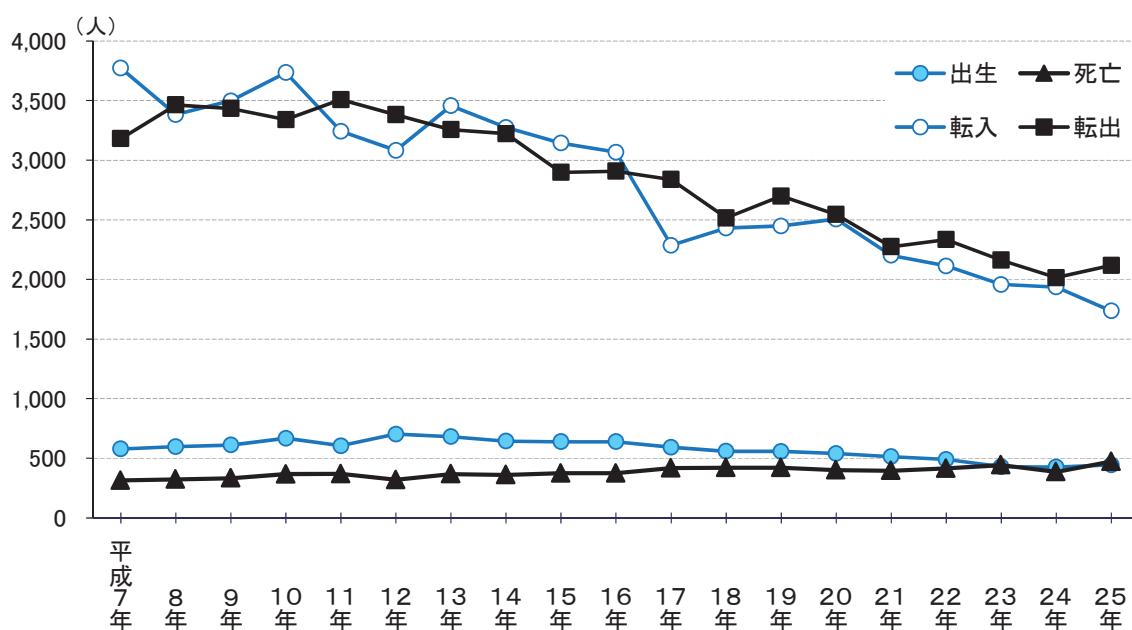


図1-2-7 人口動態の推移

出典：市民生活部市民課「人口動態統計(年報)確定数」
総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告書」

5)人口流動の推移

平成22年の人口流動をみると、流出が通勤・通学を合わせて18,307人、流入が同様に9,393人と、8,914人の流出超過となっています。平成7年以降の推移で見ると、流出は減少傾向にあり、流入はほぼ横ばいとなっていますが、平成22年には流出・流入ともに通勤に関しては減少しています。

また、流入元については、大東市が1,266人と最も多くなっており、次いで寝屋川市が1,222人となっています。一方、流出先については大阪市が6,150人と最も多く、次いで大東市が2,536人となっています。

昼間人口については、平成22年時点で48,640人、昼間人口指数は84.5%となっています。

表1-2-3 人口流動の推移

(単位：人)

	平成7年				平成12年				平成17年				平成22年			
	流出		流入		流出		流入		流出		流入		流出		流入	
	通勤	通学	通勤	通学	通勤	通学	通勤	通学	通勤	通学	通勤	通学	通勤	通学	通勤	通学
総数	18,772	2,402	7,012	2,553	18,544	2,363	7,027	2,505	18,329	2,218	7,029	2,595	15,913	2,394	6,560	2,833
府内	17,506	1,969	5,839	2,286	17,018	1,916	5,750	2,179	16,590	1,628	5,718	2,023	14,099	1,731	5,352	2,039
大阪市内	7,491	707	674	167	7,272	598	609	186	6,609	483	670	164	5,609	541	688	363
北河内地域	7,011	759	4,182	1,895	6,781	885	4,146	1,740	6,996	761	4,084	1,590	5,924	848	3,674	1,255
守口市	540	108	201	117	512	62	169	104	506	60	161	112	433	65	138	79
枚方市	568	157	678	591	567	179	689	597	664	233	697	548	603	249	639	507
寝屋川市	1,321	114	1,271	633	1,281	156	1,300	503	1,372	132	1,136	446	1,179	139	951	271
大東市	2,601	361	1,239	256	2,628	374	1,155	191	2,647	224	1,205	173	2,274	262	1,103	163
門真市	1,667	8	365	125	1,489	9	357	123	1,437	17	370	115	1,139	45	335	81
交野市	314	11	428	173	304	105	476	222	370	95	515	196	296	88	508	154
府他市町村	3,004	503	983	-	2,965	433	995	253	2,985	384	964	269	2,566	342	990	421
他府県	1,266	433	1,173	267	1,526	447	1,277	326	1,739	377	1,311	425	1,814	408	1,208	425

※流出・流入の人口は15歳以上の通学・通勤者数をいう(15歳未満の通学者数は含まない)

出典：総務省統計局「国勢調査報告」

表1-2-4 昼間人口の推移

(単位：人)

年次	※2昼間人口	増加率(%)	昼間人口指数 $\frac{\text{中間人口}}{\text{常住人口}} \times 100$	流入人口	※1流出人口	流入超過数	総数(※3夜間人口)
昭和55年	40,934	△1.8	81.1	6,844	16,403	△9,559	50,493
昭和60年	41,537	1.5	82.7	8,265	16,934	△8,669	50,206
平成2年	40,389	△2.8	81.1	9,706	19,142	△9,436	49,825
平成7年	42,064	4.1	78.2	9,565	21,174	△11,609	53,729
平成12年	43,706	3.9	79.3	9,532	20,907	△11,375	55,081
平成17年	45,995	5.2	80.8	9,624	20,547	△10,923	56,918
平成22年	48,640	5.8	84.5	9,393	18,307	△8,914	57,554

※1. 流出口、流入人口は15歳以上の通勤、通学者をいう。

※2. 昼間人口＝常住人口－流出口＋流入人口

※3. 労働力状態「不詳」を含む。また平成22年は従業地・通学地の「不詳」も含む。

出典：総務省統計局「国勢調査報告」

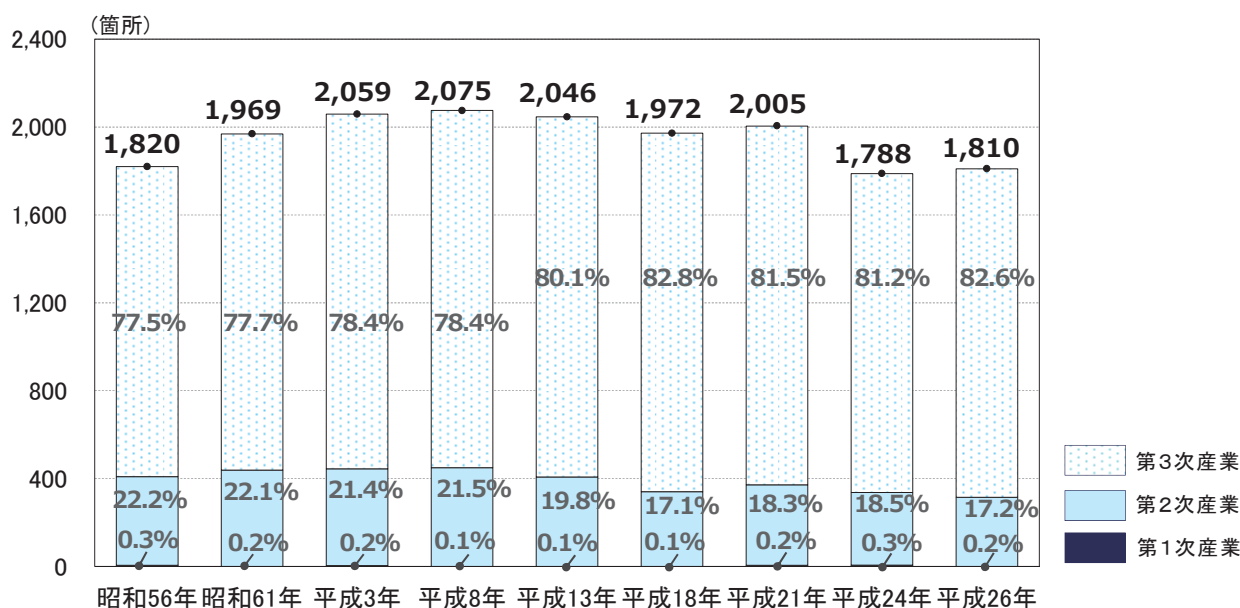
(4) 産業

1) 産業別事業所構成

平成26年の事業所数をみると、第1次産業が0.2%、第2次産業が17.2%、第3次産業が82.6%となっています。

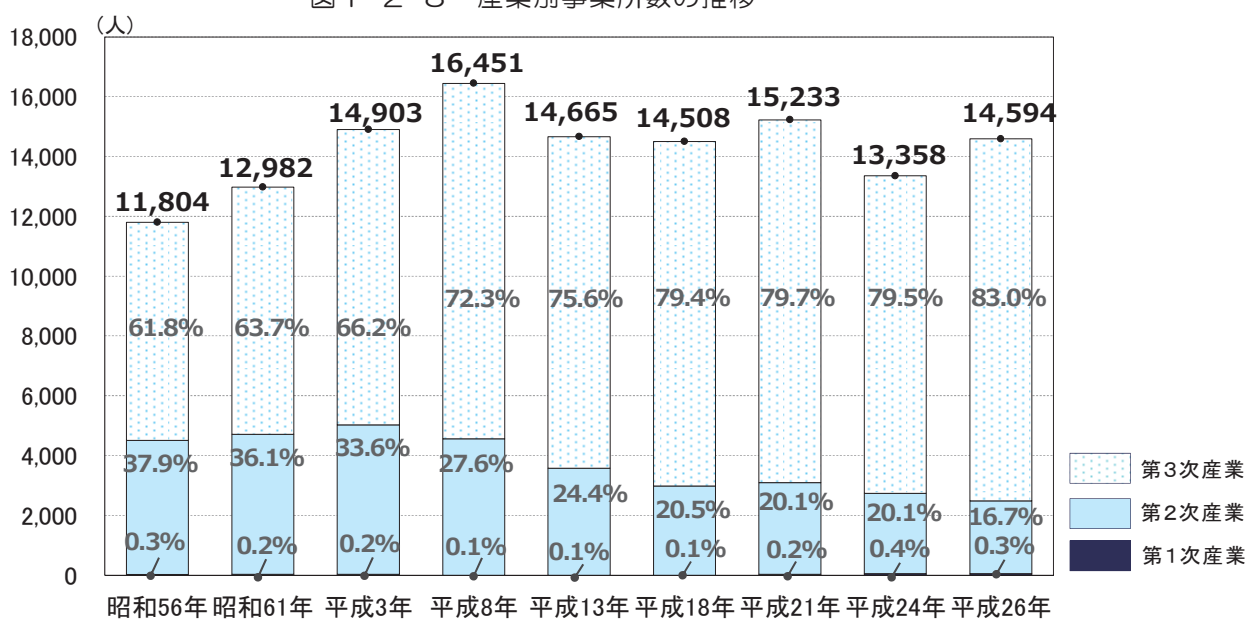
平成26年の従業者数では、第1次産業が0.3%、第2次産業が16.7%、第3次産業が83.0%となっています。

総数を経年的にみると事業所数、従業者数とも平成8年以降、減少傾向にありましたが、平成26年では増加に転じています。各産業別では、第1次産業はほぼ横ばいで、第2次産業は減少傾向にありますが、全体の約8割を占める第3次産業が平成26年では増加しており、市内に立地開設した大規模集客施設の影響も少なからず出てきていると考えられます。



昭和56年 昭和61年 平成3年 平成8年 平成13年 平成18年 平成21年 平成24年 平成26年

図1-2-8 産業別事業所数の推移



昭和56年 昭和61年 平成3年 平成8年 平成13年 平成18年 平成21年 平成24年 平成26年

図1-2-9 産業別従業者数の推移

出典：総務省：昭和56年～平成18年：事業所・企業統計調査結果

総務省：平成21年及び平成26年は「経済センサス-基礎調査」

総務省・経済産業省：平成24年は「経済センサス-活動調査」(公務を除く)

※事業所・企業統計調査は、平成18年の調査を最後とし、平成21年から経済センサスに統合されました。

2) 農業

平成22年では農家総数は204戸、耕地面積は7,757 a となっています。経年的には農家数は減少傾向にあります。平成22年の農家数は昭和55年の430戸の約半分となり、耕地面積も年々減少し、昭和55年の約半分になっています。都市化の進展や法改正に伴って、宅地や駐車場などへの農地転用が進んでいることがうかがえます。

表 1-2-5 農家戸数及び耕地面積の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数(戸)	430	379	314	267	244	222	204
専業	30	31	17	22	12	15	14
兼業	400	348	297	245	105	76	64
総面積(a)	14,905	12,696	11,511	9,586	9,106	7,692	7,757
田	14,134	12,122	10,995	8,739	8,326	-	4,864
畑	699	475	484	814	695	-	365
果樹園	72	99	32	33	85	-	46

※平成7年以前は、全農家を対象に専業兼業別農家数を調査したものであり、平成12年以降は、販売農家数を対象に専業兼業別農家数を調査したものである。

※平成17年は、耕地面積について田、畑、樹園地の個別調査は行っていない。

出典：大阪府「(世界)農(林)業センサス結果報告書」

3) 工業

平成25年をみると、事業所数は56箇所、従業者数は1,152人、製造品出荷額等は25,231百万円となっています。過去10年間の経年変化をみると、事業所数、従業者数、製造品出荷額等ともに減少傾向となっています。

表 1-2-6 製造業の推移

(単位：箇所、人、百万円)

	平成10年	平成13年	平成16年	平成19年	平成22年	平成25年
事業所数	125	100	82	88	68	56
従業者数	2,227	1,790	1,590	1,450	1,286	1,152
製造品出荷額等	42,681	33,674	32,152	34,456	22,750	25,231

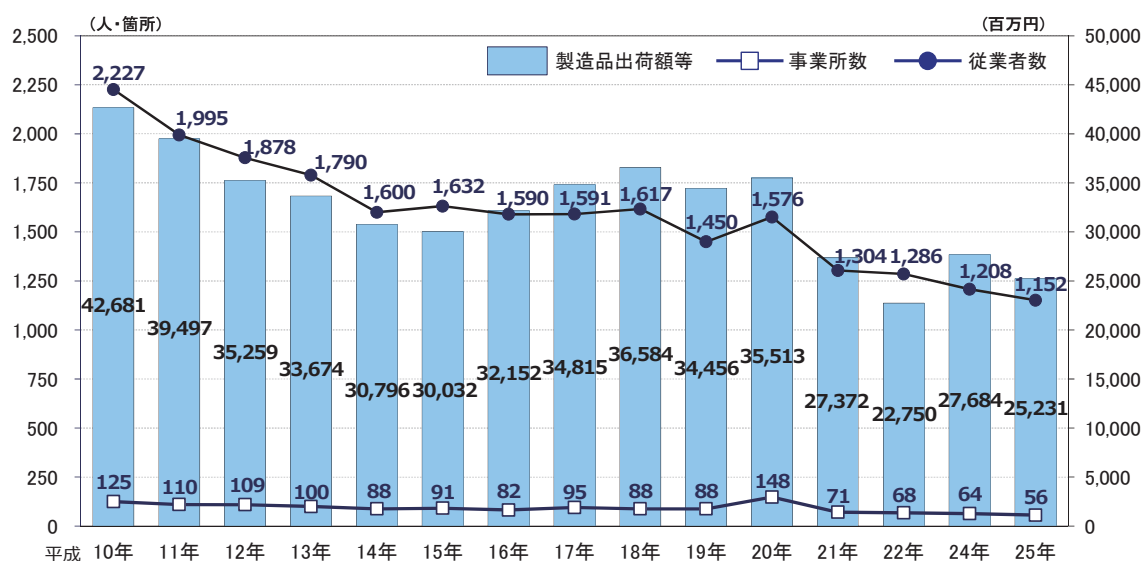


図 1-2-10 製造業の推移

出典：工業統計調査報告

4) 商業

平成26年についてみると、商店数は270店、従業者数は1,724人、年間販売額は34,426百万円となっています。平成19年と比べると、商店総数、従業者数及び年間販売額の総数は大幅に減少しています。

表1-2-7 商業の推移 (単位：店，人，百万円)

		平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成26年
総数	商店数	614	560	542	550	512	496	459	270
	従業者数	2,970	2,923	3,051	3,235	3,128	2,945	2,656	1,724
	年間販売額	59,741	59,353	63,315	54,803	42,901	52,976	48,200	34,426
卸売業	商店数	59	53	39	60	59	61	56	37
	従業者数	424	452	384	646	443	373	351	285
	年間販売額	17,275	17,749	16,787	16,081	11,098	19,160	15,245	13,416
小売業	商店数	555	507	503	490	453	435	403	233
	従業者数	2,546	2,471	2,667	2,589	2,685	2,572	2,305	1,439
	年間販売額	42,466	41,604	46,528	38,722	31,803	33,815	32,956	21,009
	売場面積(m ²)	35,116	31,765	34,234	28,361	29,077	28,888	31,204	26,686

出典：商業統計調査結果

2-2 土地利用

(1)土地利用の状況

平成22年の土地利用の現況では、山林等が約40%と最も多く、市街地が約30%、公園・緑地や運動場、学校・社寺等の普通緑地が約12%、農地が約6%という構成になっています。

平成12年の土地利用と比較すると、市街地と普通緑地の割合が約2%増えているものの大きな土地利用の変化はありませんでした。

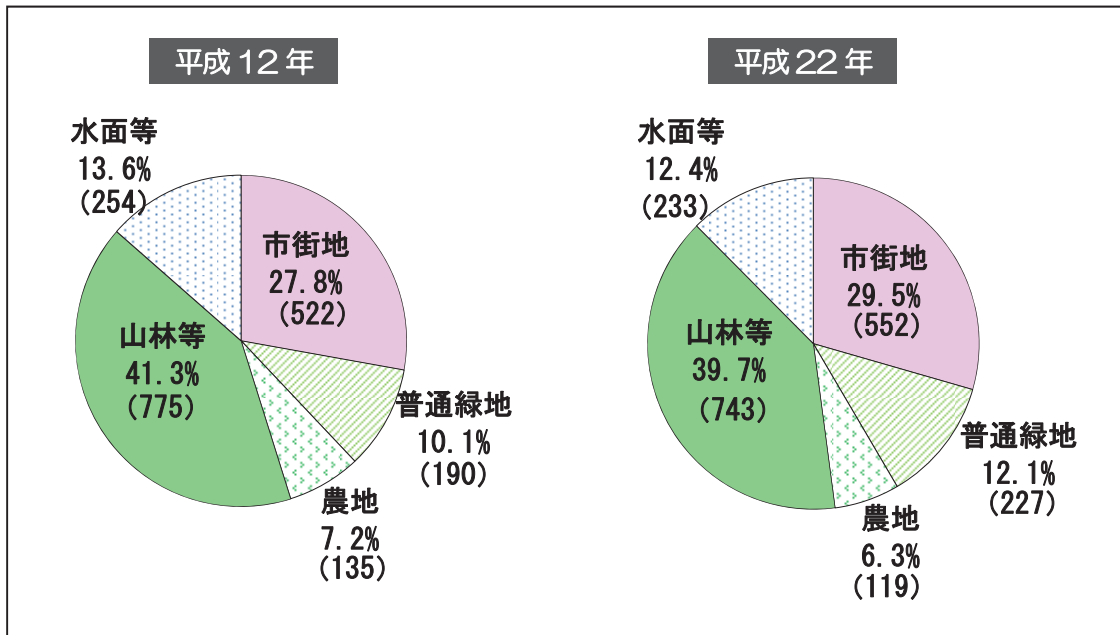


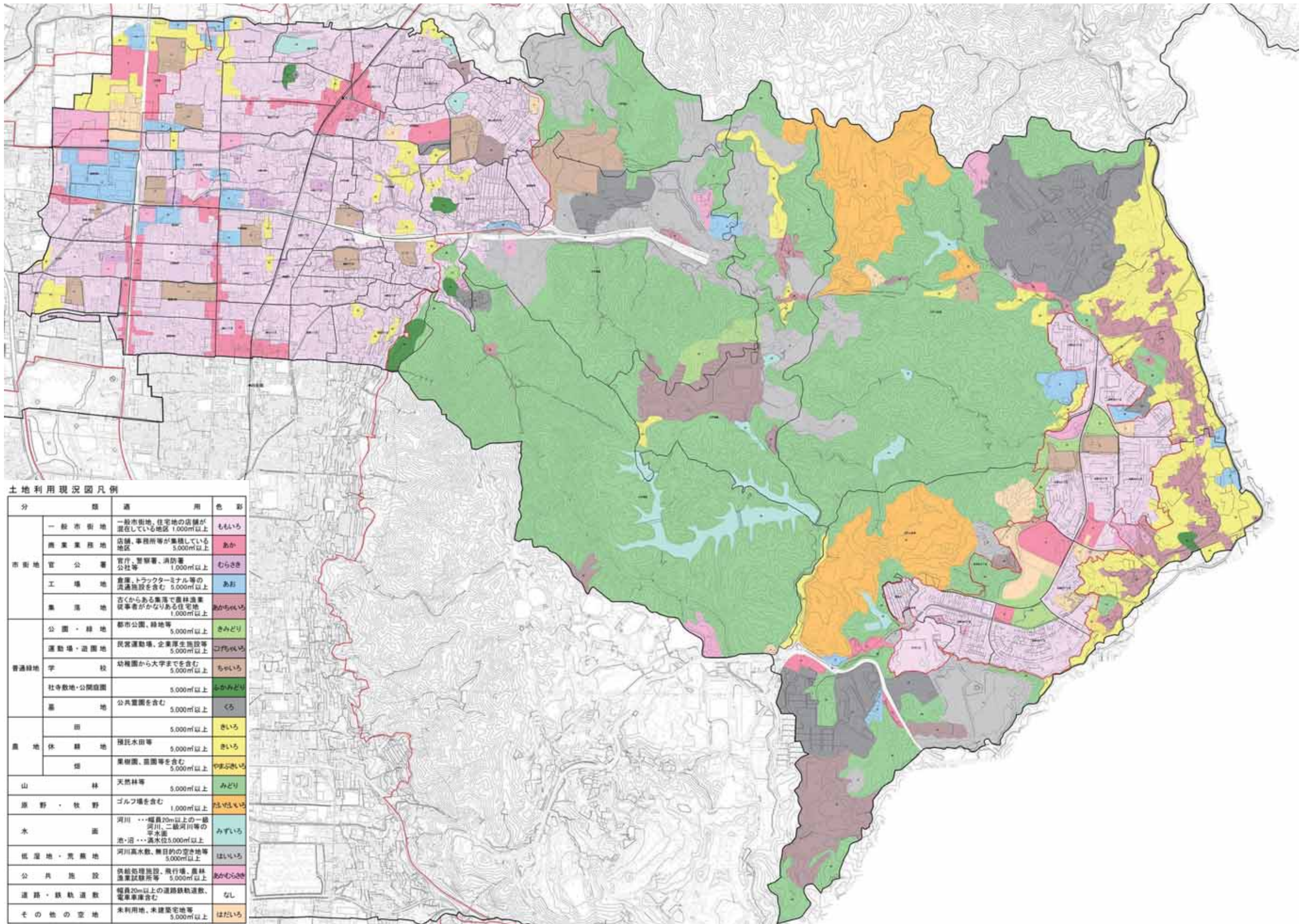
図1-2-11 土地利用の推移

※()内は面積を示す(単位:ha)

※山林等は山林、原野・牧野からなる。

※水面等は水面、低湿地・荒蕪地、公共施設、道路・鉄軌道敷、その他空き地からなる。

出典:都市計画基礎調査



土地利用現況図凡例

分類	用途	色
市街地	一般市街地 一般市街地、住宅地の店舗が 混在している地区 1,000㎡以上	もいろう
	商業業務地 店舗、事務所等が集積している 地区 5,000㎡以上	あか
	官公署 官庁、警察署、消防署 公社等 1,000㎡以上	むらさき
	工場地 倉庫、トラックターミナル等の 流通施設を含む 5,000㎡以上	あお
	集落地 古くからある集落で農林漁業 従事者がかなりある住宅地 1,000㎡以上	あかちり
普通緑地	公園・緑地 都市公園、緑地等 5,000㎡以上	きみどり
	運動場・遊園地 民営運動場、企業厚生施設等 5,000㎡以上	こけり
	学校 幼稚園から大学までを含む 5,000㎡以上	ちやいろ
	社寺敷地・公園遊園 5,000㎡以上	らのみどり
	墓地 公共墓園を含む 5,000㎡以上	くろ
農地	田 5,000㎡以上	きいろ
	休耕地 預託水田等 5,000㎡以上	きいろ
	畑 果樹園、菜園等を含む 5,000㎡以上	やぶあざい
山林	天然林等 5,000㎡以上	みどり
原野・牧野	ゴルフ場を含む 1,000㎡以上	たむさいろ
水	河川 …幅員20m以上の一般 河川、二級河川等の 平水部	みずいろ
	池・沼 …満水位5,000㎡以上	みずいろ
低湿地・荒蕪地	河川高水敷、無目的の空地等 5,000㎡以上	はいろ
公共施設	供給処理施設、飛行場、農林 漁業試験所等 5,000㎡以上	あかむらさき
道路・鉄軌道敷	幅員20m以上の道路鉄軌道敷、 電車庫を含む	なし
その他の空地	未利用地、未建築宅地等 5,000㎡以上	はだいろ

図1-2-12 土地利用現況図（平成22年）

出典：平成22年都市計画基礎調査

(2)市街化の動向

本市の平成22年のDID地区の人口は、47,793人、面積は4.4km²となっています。市全体に占める割合は人口が83.0%、面積が23.5%となっています。

DID地区の面積は、昭和60年以降、ほぼ変化はありません。

表1-2-8 人口集中地区の人口の推移

年次	人口					面積					DID人口密度(人/km ²)
	総人口	DID人口	増加数	増加率(%)	総人口比	市域面積(km ²)	DID面積(km ²)	増加面積(km ²)	増加率(%)	総面積比	
昭和60年	50,532	47,524	△531	△1.1	94.0	18.90	4.40	-	-	23.3	10,801
平成2年	50,035	47,804	280	0.6	95.5	18.74	4.60	0.20	4.5	24.5	10,392
平成7年	53,763	48,588	784	1.6	90.4	18.74	4.50	△0.10	△2.2	24.0	10,797
平成12年	55,136	48,001	△587	△1.2	87.1	18.74	4.51	0.01	0.2	24.1	10,643
平成17年	57,342	47,910	△91	△0.2	83.6	18.74	4.41	△0.10	△2.2	23.5	10,864
平成22年	57,554	47,793	△117	△0.2	83.0	18.74	4.40	△0.01	△0.2	23.5	10,862

※DID……人口密度1km²あたり約4,000人以上の国勢調査基本単位区
出典:総務省統計局「国勢調査報告」

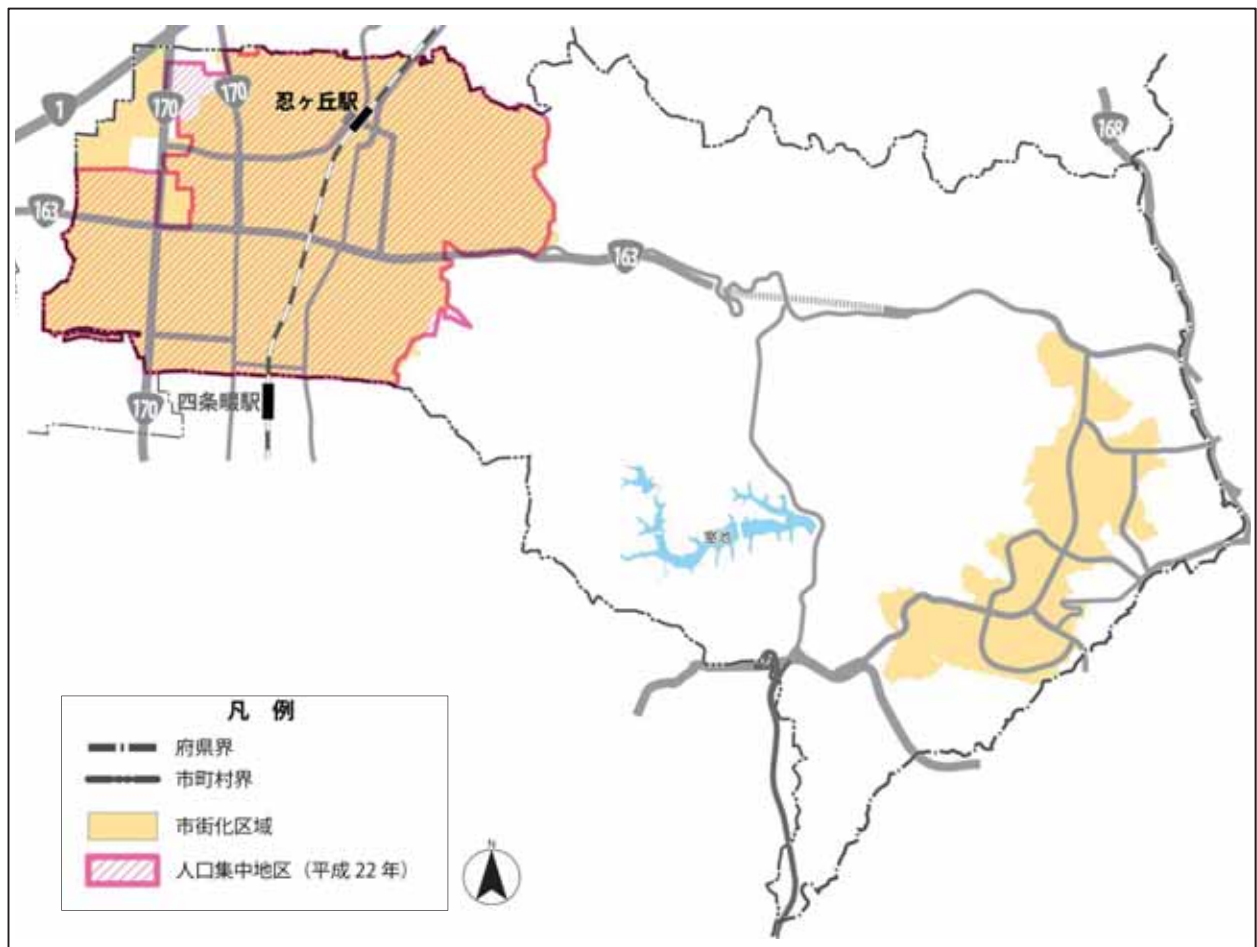


図1-2-13 平成22年の人口集中地区

※人口集中地区の区域は平成22年の国勢調査報告をもとに表示。
※市街化区域及び市街化調整区域は平成28年3月30日時点のもの。

出典:総務省統計局「国勢調査報告」

2-3 都市施設

(1) 道路交通施設

1) 現況道路網

道路は大阪都心と三重県を結ぶ国道163号と大阪府東部を縦断する国道170号（大阪外環状線）が市内にあり、その他には府道枚方富田林泉佐野線や府道四條畷停車場線、府道中垣内南田原線などが近隣市との連絡網となっています。平成22年に第二京阪道路（国道1号）の開通により、さらに近隣市及び他府県への利便性が高くなりました。

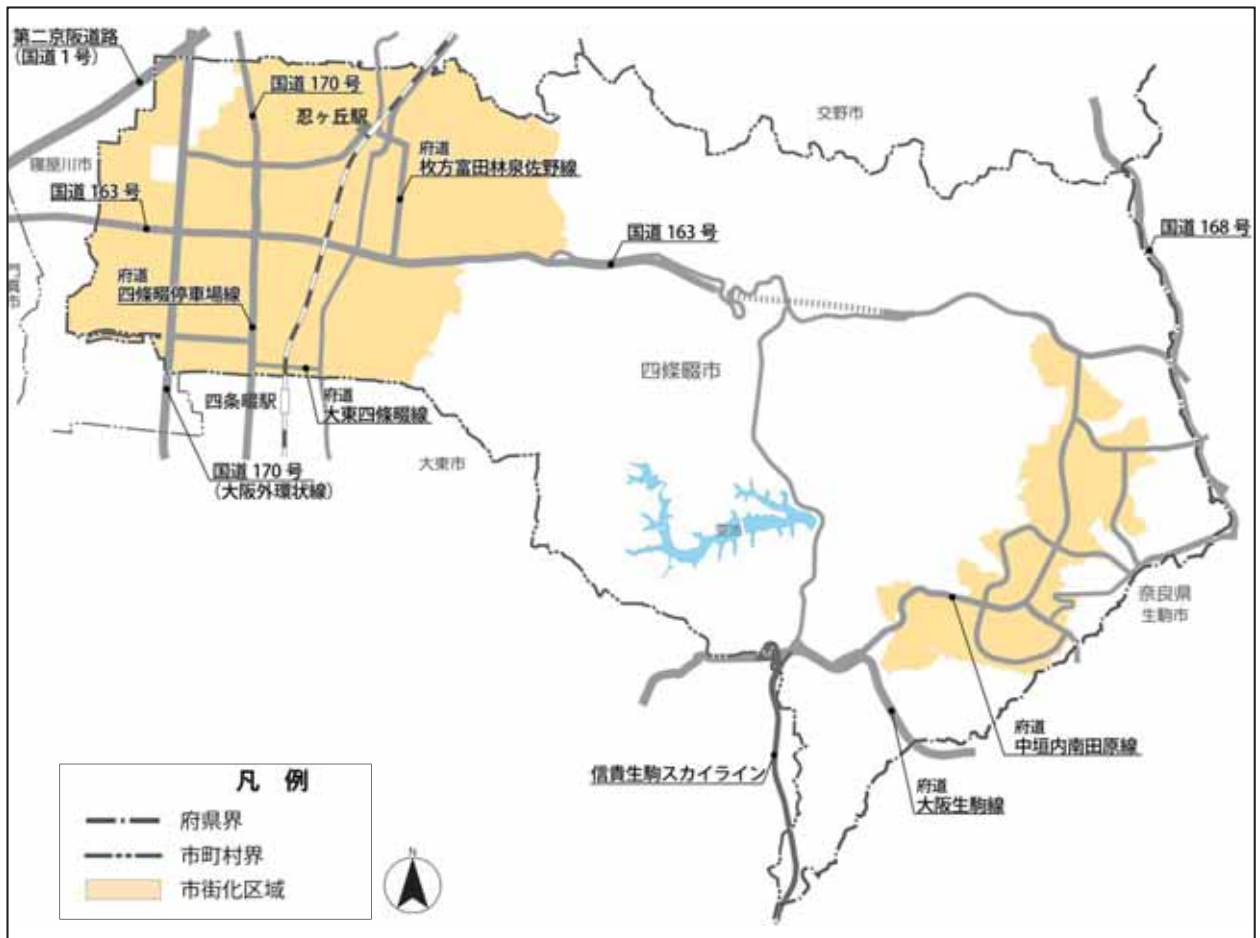


図1-2-14 主要道路網図

2) 都市計画道路網

本市の都市計画道路は現在16路線であり、13路線で整備が完了しています。市域北西端の大阪枚方京都線（第二京阪道路）は平成22年に開通しました。整備が残る3路線のうち、国道163号は、清滝第1・2トンネルを抜け、飯盛霊園前までの区間が平成26年3月に供用を開始し、雁屋畑線については、大阪外環状線（国道170号）と南野寝屋川線（府道四條畷停車場線）の区間で平成26年3月に部分供用を開始しました。



図1-2-15 都市計画道路整備状況図

表1-2-9 都市計画道路一覧

道路番号	道路名称	平成11年度末		平成27年度末		駅前交通広場		備考
		計画延長 (m)	計画幅員 (m)	計画延長 (m)	計画幅員 (m)	広場名	面積 (㎡)	
3 4 1	大阪外環状線	2,380	20	2,380	20			全区間完了
3 4 2	国道163号	7,370	18	7,370	18			事業中
3 4 3	南野寝屋川線	1,310	16	1,310	16			未着手
3 4 4	雁屋畑線	1,220	16	940	16			事業中・一部供用
3 4 5	忍ヶ丘砂線	1,210	16	1,210	16	忍ヶ丘駅前西交通広場	1,700	全区間完了
3 4 6	田原中央線	3,460	16	3,460	16			全区間完了
3 5 7	両国橋線	1,090	12	1,090	12			全区間完了
3 5 8	忍ヶ丘駅前中津川線	1,640	12	880	12	忍ヶ丘駅前東交通広場	2,700	全区間完了
	名称及び区間の変更 ↓ 忍ヶ丘駅前清瀧線							
3 5 9	坪井南山下線	790	12	790	12			全区間完了
3 5 10	弁財天森ノ下線	410	15	410	15			全区間完了
7 5 1	辰巳谷線	1,200	14	1,200	14			全区間完了
7 5 2	大平小谷線	920	14	920	14			全区間完了
7 6 3	大谷池線	870	11	870	11			全区間完了
8 6 1	田原歩行者専用道路1号	1,300	10	1,300	10			全区間完了
8 6 2	田原歩行者専用道路2号	540	10	540	10			全区間完了
8 6 3	岡部川歩行者専用道路	1,380	8	1,380	8			全区間完了

出典: 都市整備部都市計画課(平成27年度末現在)

3) 鉄道・バス

本市の西部のほぼ中央部を南北に走るJR片町線（学研都市線）が主要な公共交通機関であり、市域内のJR忍ヶ丘駅や市域南部に近接しているJR四条畷駅が主要鉄道駅となっています。

また、バス交通は、京阪バス・近鉄バス・奈良交通が運行し、鉄道駅と市内各地を結んでいます。さらに、平成12年度からは、市内の主要な公共施設を結ぶため、当初から平成16年3月までは公共施設巡回バス、平成16年4月からはコミュニティバスを運行しています。

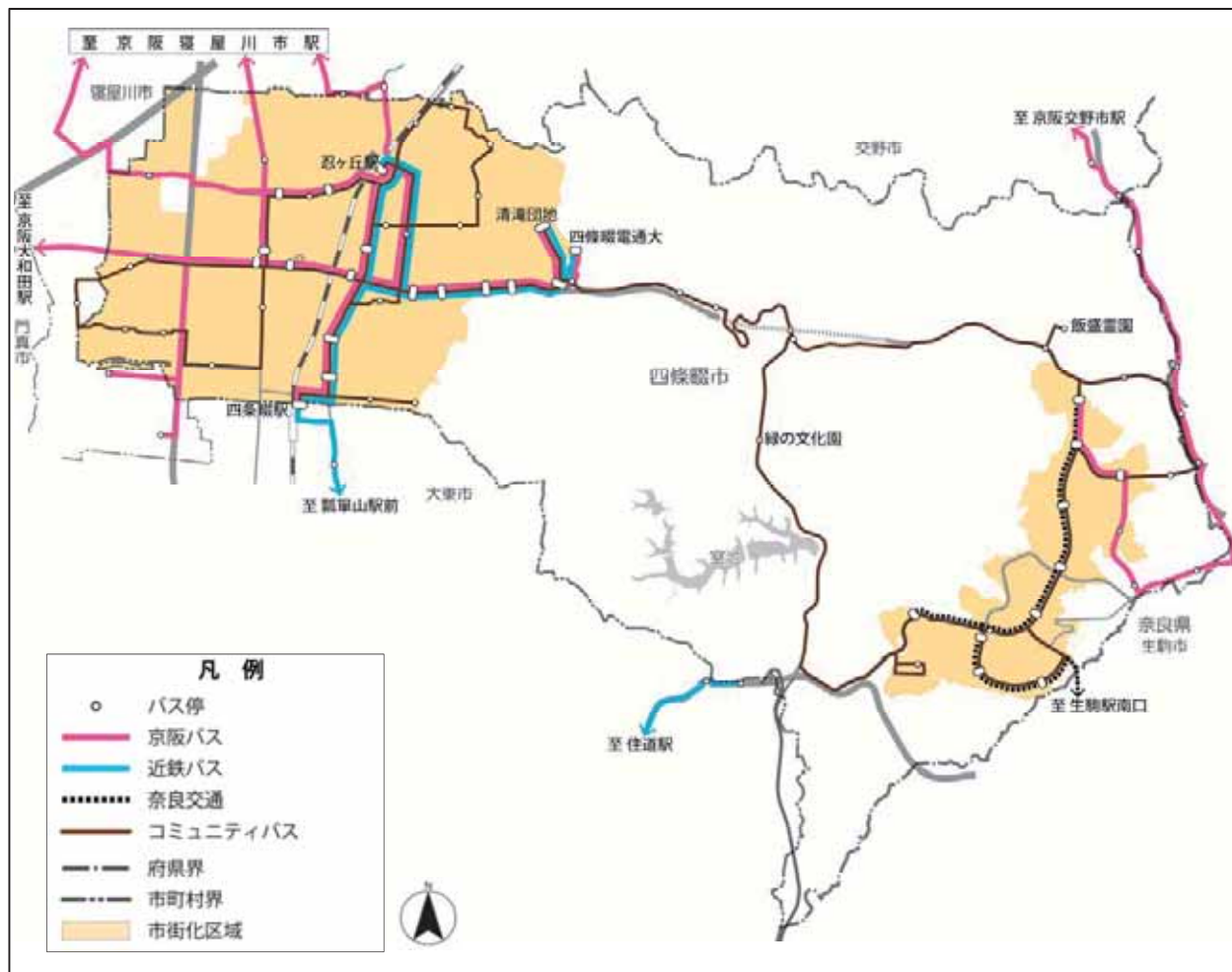


図1-2-16 鉄道・バス路線網図

(2) 下水道

本市の下水道計画は、西部市街地での寝屋川北部流域関連公共下水道と田原地区の単独公共下水道に区分されますが、市の重点施策として西部の市街地では昭和46年から、田原地区では昭和61年から整備を進めており、平成27年度末で99.7%の人口普及率となっています。

また、寝屋川北部流域下水道の流末処理場である鴻池処理場の機能を補完するため、砂・薮屋地区に計画決定(平成7年)された「なわて水みらいセンター」(約6.7ha)は平成22年に1期工事が完了し、供用を開始しています。

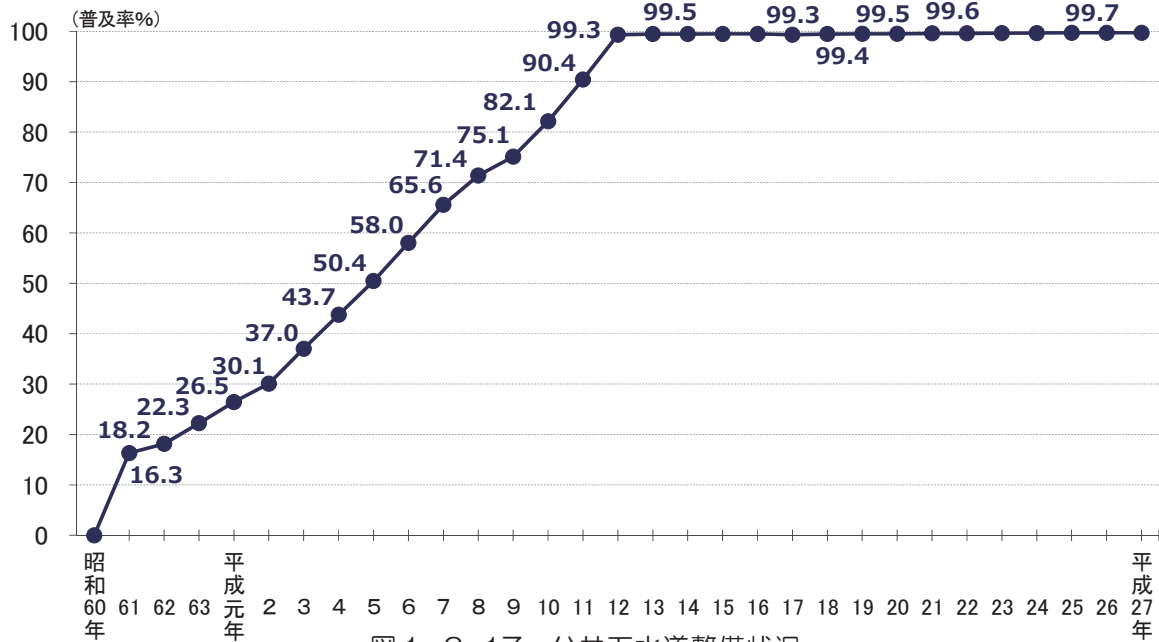


図1-2-17 公共下水道整備状況

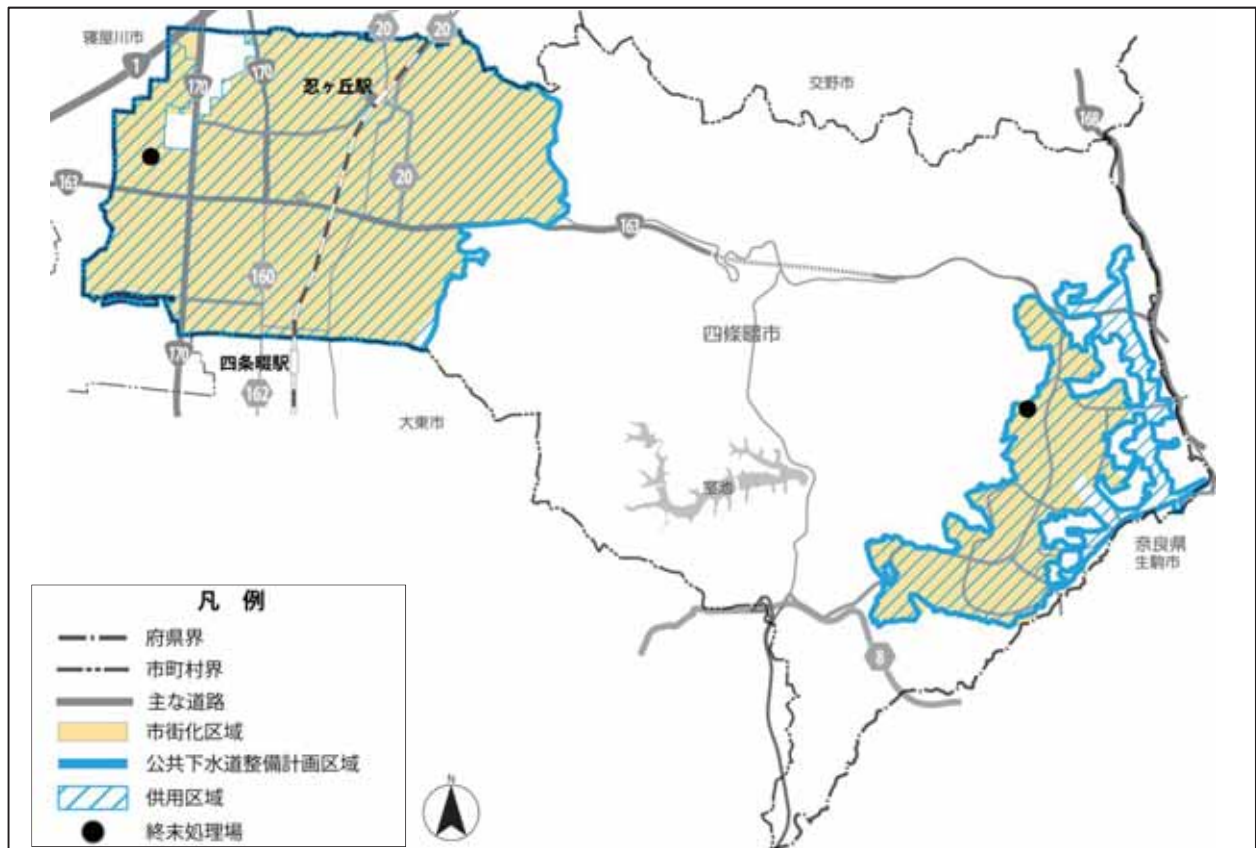


図1-2-18 下水道整備状況

出典: 下水道課

(3) 河川・水路

本市の主要河川は北生駒山地を最上流として、西斜面から大阪平野へ流れる権現川、江蟬川、清滝川、岡部川、讃良川、東斜面から田原盆地に向かって流れる戎川、天野川などがあります。

市内には一級河川7河川、準用河川1河川があり、これまでに一級河川や準用河川、中小の普通河川、水路の改修工事を進めてきました。現在はそれらの維持保全に努めています。

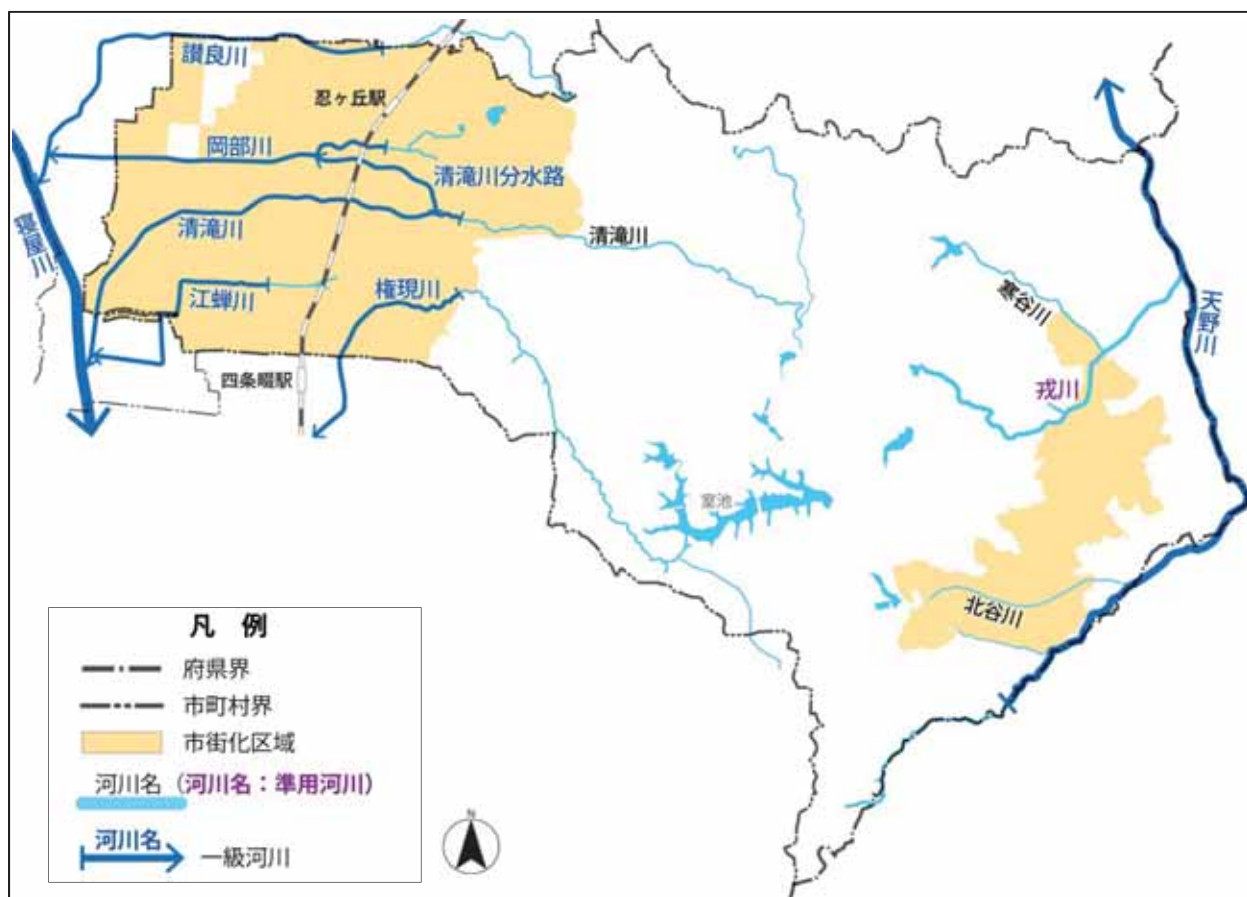


図1-2-19 河川分布図

(4) 公園・緑地

本市の公園・緑地の特色として、都市近郊に残された貴重な緑地空間である北生駒山地が、市域の約3分の2を占めています。そのうち約722haは、自然公園（金剛生駒紀泉国定公園）に指定されています。また、土砂採取によって一部でみどりが失われた室池周辺部では、荒廃した土砂採取跡地の緑化回復を基本に社会教育施設、宿泊・研修施設等を配した「緑の文化園」が整備されています。

上田原地区には四條畷市総合公園の整備を進めています。平成28年3月から一部供用を開始しました。

都市計画公園は、田原台に街区公園8箇所、近隣公園2箇所があり、西部市街地では街区公園2箇所があります。また、西部市街地には、小規模な児童遊園などが地域に点在しています。

表1-2-10 自然公園等の状況

(平成26年3月末現在)

名称	位置	面積(ha)	根拠法令
金剛生駒紀泉国定公園	大字逢阪の全域、南野二丁目南野六丁目、大字南野、大字清瀧、大字岡山、大字上田原の一部、大字下田原の一部	約722	自然公園法
近郊緑地保全区域	上記地区の各一部	約599	近畿圏の保全区域の整備に関する法律
室池集団施設地区	大字逢阪、大字南野の各一部	約115	自然公園法

出典：大阪府中部農と緑の総合事務所

表1-2-11 市内の公園等の現況

(平成26年3月末現在)

区分	箇所数	面積(ha)	備考
街区公園	10	約2.61	うち田原台8箇所
近隣公園	2	約4.42	うち田原台2箇所
総合公園	1	約22.5	一部供用開始(約2.06ha)
その他の都市公園	2	約1.88	
児童遊園	16	約9.60	
都市計画墓園	1	約30.98	飯盛霊園
計	32	約71.99	

※飯盛霊園の全開設面積については、墓園面積約26.02haを含め約57ha

出典：都市整備部建設課及び飯盛霊園

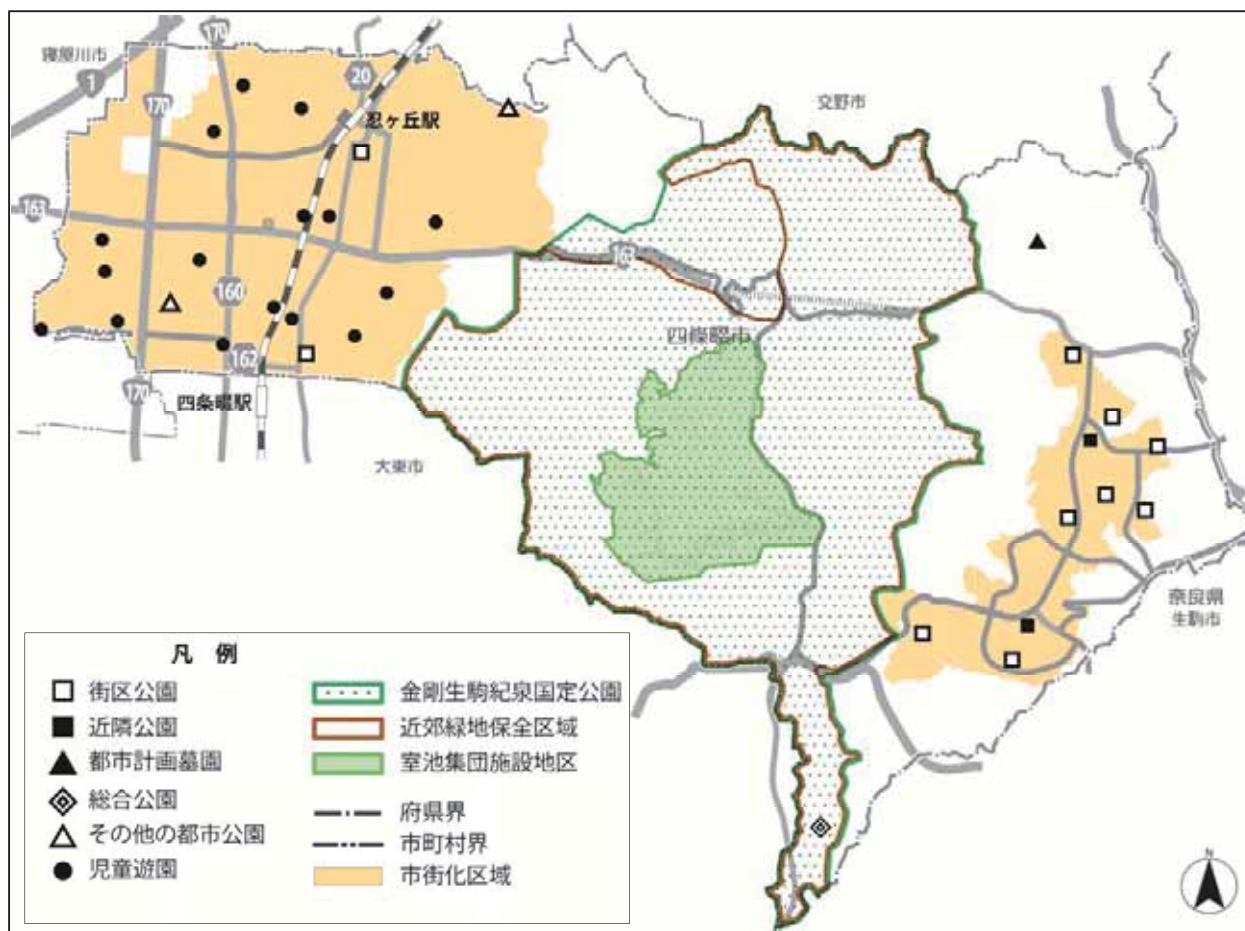


図1-2-20 市内の公園等の設置状況

(5) その他の都市施設

1) 環境衛生施設

① ごみ処理施設

本市のごみ処理施設は、清滝地区に四條畷市交野市清掃施設組合による都市計画ごみ処理施設（エコ・クリーンセンター）があり、可燃ごみについて広域処理を行っています。また、不燃・資源・粗大ごみは、不燃ごみ等処理資源化施設で一部資源物の抜取りを行った後、専門業者に委託して処理しています。

また、平成30年には、本市及び交野市が共同で運用する新ごみ処理施設が交野市域に完成し、本格稼働が始まる予定となっています。

表1-2-12 ごみ処理量の推移 (単位：t/年)

年 度	総処理量	可燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他
平成21年	17,963	13,861	1,054	1,136	1,912
平成22年	17,687	13,620	1,016	1,239	1,812
平成23年	17,761	13,811	972	1,174	1,804
平成24年	17,431	13,620	1,022	1,031	1,758
平成25年	18,125	14,348	1,015	993	1,769
平成26年	16,653	12,944	1,053	958	1,697

出典：都市整備部生活環境課

② し尿処理施設

本市のし尿及び浄化槽汚泥処理は、守口市内に守口市四條畷市清掃施設組合による広域処理を平成10年3月まで行い、その後門真市への委託処理期間を経て、現在、市の委託業者や浄化槽搬入許可業者が収集・運搬したのち市立環境センター（平成13年4月に稼働開始）に搬入し、処理しています。しかし、施設建設から15年以上が経過し、各設備の老朽化が激しいことから、平成27年度から、約10年程度の設備延命を行うため、工期を3年とする大規模改修工事を始めています。

③ 墓園・火葬場

本市内には、地域の共同墓地や宗教団体が開設する墓地の他、公共団体が都市計画として開設する都市計画墓園があります。

都市計画墓園の飯盛霊園は、守口市・門真市・大東市・四條畷市の4市が一部事務組合を設立して運営していますが、単に墓地としての機能だけでなく、公園・緑地機能を持った墓園として質の高い整備が行われています。現在の開園規模は約55.45haで、今後の関係4市の墓地需要に対応できるよう区域の拡張が行われました。

火葬場については、近代的な施設に更新し、長年の課題であった無煙化・無臭化も実現されました。

2)教育・文化、スポーツ・レクリエーション施設

近年、少子化により、児童・生徒数は減少しています。学校教育施設に関しては、現在、「四條畷市教育環境整備計画」に基づき、統廃合等の再編を進めています。また、市民総合センター・図書館などの文化施設、市民総合体育館などのスポーツ・レクリエーション施設などの社会教育施設は、施設の老朽化による施設更新の課題を抱えています。

それら施設のあり方については、「四條畷市まちづくり長期計画」及び「四條畷市公共施設等総合管理計画」を策定し、施設更新等に際して、これら施設の集約化、適正な規模・配置、施設の複合化の検討などを行い、市民にとってよりよい施設になるよう進めていきます。

①教育施設

本市の幼稚園及び学校施設の状況は、市立幼稚園1園と私立幼稚園3園による幼児教育^{*}や小学校7校、中学校4校による義務教育を推進しています。

高校は、大阪府立四條畷北高校が統廃合により移転し、同じ場所に大阪府立交野支援学校四條畷校が開設されたことにより、大阪府立四條畷高校の1校となっています。

また、大学は私学の大阪電気通信大学四條畷学舎が山麓部に開設されています。

教育施設について

※公立の幼稚園・保育所に関しては、平成29年4月に、市立幼稚園と市立保育所1所を統合し、市立認定こども園として開園。また、小中学校は平成30年度から中学校3校、平成32年度から小学校5校に再編します。

表1-2-13 学校教育施設の現況 (平成28年5月1日現在)

	箇所数	児童・生徒数
幼稚園	4	500
小学校	7	3,193
中学校	4	1,769
高等学校	1	1,080

出典:大阪府総務部統計課「大阪の学校統計」、教育委員会教育部学校教育課

②社会教育施設

a.文化施設

市民の学習活動や文化活動の拠点施設として、西部の市街地には、公民館、図書館、市民ホールの複合施設の市民総合センターがあり、東部の田原地域の拠点施設として、田原支所と図書館、パブリックスクエアを配したグリーンホール田原があります。

また、教育研究と児童の健全育成のための教育文化センターや歴史民俗資料館があります。

b. スポーツ・レクリエーション施設

市民のスポーツ・レクリエーション活動を振興するため、市民総合体育館をはじめ市民運動広場2箇所、市民テニスコート4箇所、夜間運動場2箇所、ゲートボール場1箇所を開設しています。

また、自然環境に恵まれた室池周辺地域には、市立野外活動センターを開設しているとともに、大阪府の施設である緑の文化園内では多目的グラウンドやテニスコート、ゲートボール場などの施設が整備されています。

上田原地区では四條畷市総合公園の整備を進めており、平成28年3月から一部供用を開始しました。

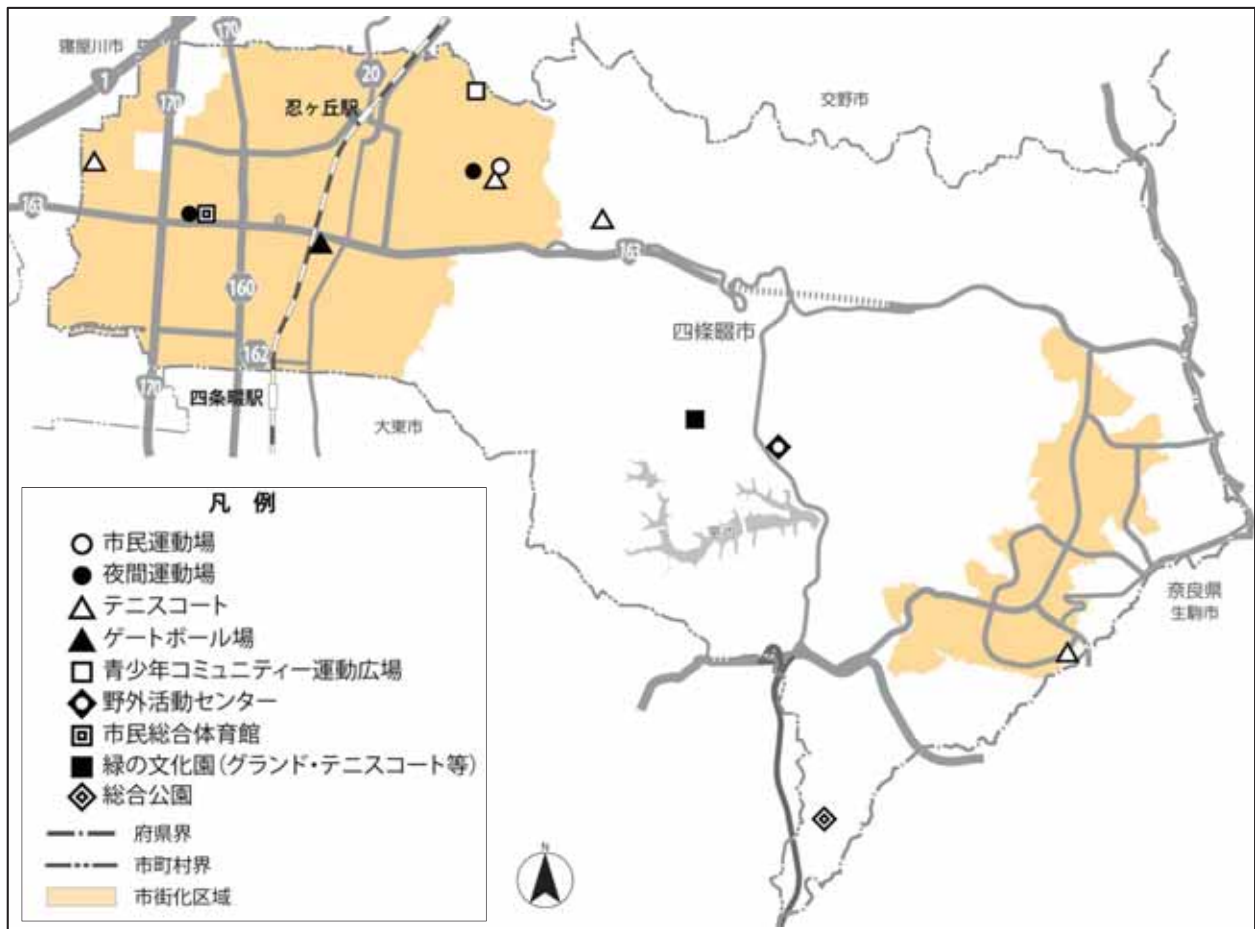


図1-2-21 社会教育施設分布図

3) 保健・福祉・医療施設

保健・福祉や医療サービスの行き届いた安心して暮らせる文化・福祉都市としていくため、次表のとおり各種の保健福祉医療施設が整備に至っていますが、多くは西部の市街地に設置されています。

表1-2-14 保健・福祉・医療施設一覧表

施設区分		箇所数	内容
保健施設		3	<ul style="list-style-type: none"> ・市立保健センター ・四條畷保健所 ・老人保健施設
医療施設	病院	3	
	一般診療所	37	
	歯科診療所	18	
児童福祉施設	市立保育所	2	
	私立保育所	7	
	私立認定こども園	1	
	小規模保育施設	2	
社会福祉施設		1	<ul style="list-style-type: none"> ・市立福祉コミュニティーセンター
障がい者福祉施設等		38	<ul style="list-style-type: none"> ・市立児童発達支援センター ・障がい者支援施設 ・宿泊型自立訓練施設 ・生活介護事業所 ・就労継続支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・日中一時支援事業所 ・市立地域福祉センター ・児童発達支援事業所 ・障がい者相談支援センター ・相談支援事業所
高齢者福祉施設等		24	<ul style="list-style-type: none"> ・市立老人福祉センター ・特別養護老人ホーム(6箇所) ・軽費老人ホーム(ケアハウス) ・デイサービスセンター(12箇所) ・在宅介護支援センター(地域型4箇所)

※平成29年度より、市立保育所1園、私立保育所2園が認定こども園に移行予定。

4) その他の施設

市西部のほぼ中央に市役所が立地しており、その周辺に上下水道局や消防署などの行政サービス施設が集積しています。また、東部の田原地域にあるグリーンホール田原の施設内には支所を設置し、各種の窓口行政サービスを行っています。そのほか市内には、郵便局が6箇所、交番が4箇所、郵便局を除く金融機関9箇所などが設置されています。

2-4 住宅事情

(1) 住宅ストックの状況

1) 住宅総数

平成25年の住宅総数は25,520戸となっており、うち居住世帯ありが20,810戸、空き家が4,630戸で空き家率が18.1%となっています。前年度の空き家率は14.5%で、年々増加しています。また、一世帯当たりの住宅戸数は1.16戸となっています。

表1-2-15 住宅総数（平成25年）

（単位：戸）

総数	居住世帯		居住世帯			世帯総数	一世帯あたり住宅戸数
	あり	なし	建築中・一時現存者のみ	空き家	空き家率 (%)		
25,520	20,810	4,710	90	4,620	18.1	22,014	1.16

※総数には「不詳」を含む。

出典：総務庁統計局「住宅統計調査報告」、世帯数は大阪府統計年鑑

2) 住宅の所有関係

平成25年の住宅の所有関係をみると、持ち家が14,140戸(68.9%)と最も多く、次いで民営借家が5,080戸(24.8%)となっています。

持ち家の割合は、平成20年よりも増えて約7割を占めています。北河内地域や大阪府よりも高くなっています。

表1-2-16 専用住宅における所有関係別住宅数（平成25年）

	戸数(戸)
持ち家	14,140 (68.9%)
借家総数	5,750 (28.0%)
公 営	560 (2.7%)
公団・公社	30 (0.1%)
民 営	5,080 (24.8%)
給 与	80 (0.4%)
不 詳	630 (3.1%)
総 数	20,520 (100.0%)

※総数には所有関係「不詳」を含む。

出典：総務庁統計局「住宅統計調査報告」

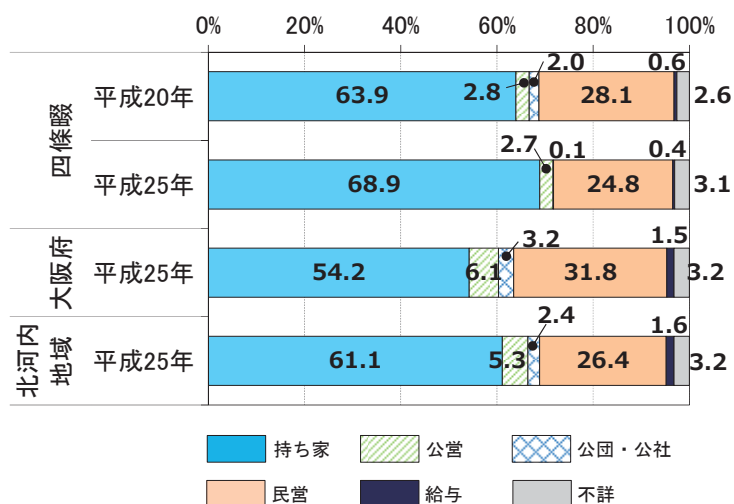


図 1-2-22 住宅の所有関係の比較（専用住宅）

※総数には所有関係「不詳」を含む。

出典：総務庁統計局「住宅統計調査報告」

(2) 住宅の供給状況

1) 新設住宅の状況

新設住宅着工数は、平成23年以降、横ばいとなっています。

住宅種別では、持ち家は毎年約100戸程度の供給となっているものの微減傾向にあります。貸家や分譲住宅は年によって供給量にかなりばらつきがみられます。

新設住宅1戸当たりの床面積の推移をみると、持ち家及び分譲住宅は、平成25年をピークにやや縮小しています。

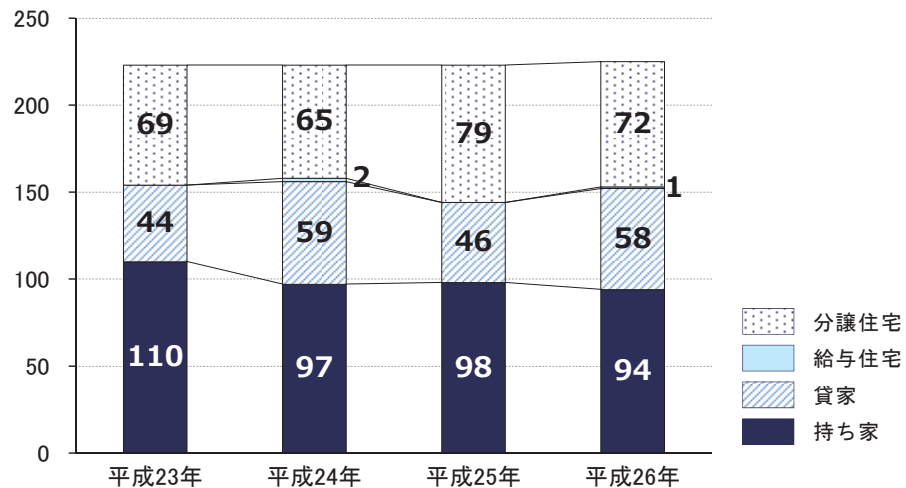


図1-2-23 新設住宅着工数の推移

出典：国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課

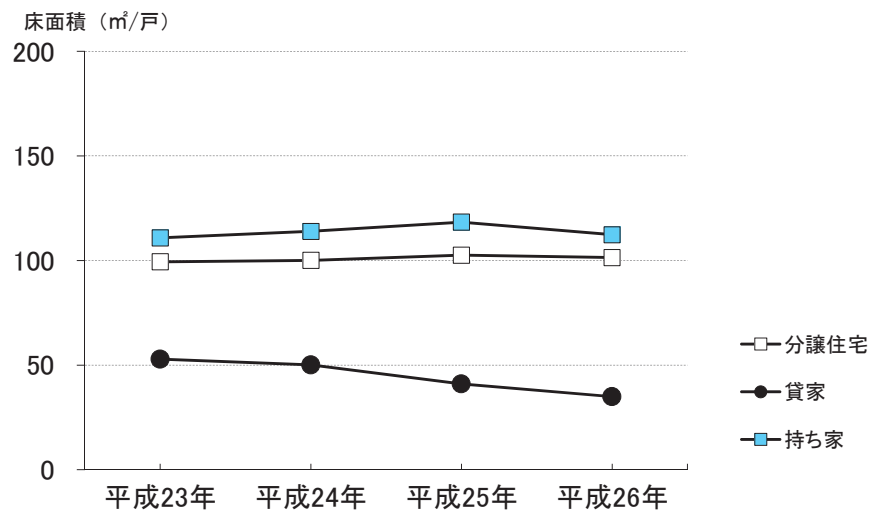


図1-2-24 新設住宅1戸当たりの床面積の推移

出典：国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課

2-5 市街地開発

本市内でこれまで実施された主な事業（民間事業含む）や計画、または今後実施が予定されている主な事業（民間事業含む）は、関西文化学術研究都市（大阪府域）の建設に関する計画に基づく事業や忍ヶ丘駅前土地区画整理事業（事業完了）、砂・葺屋地区の整備（一部完了）や四條畷市総合公園整備事業（進行中）等があります。

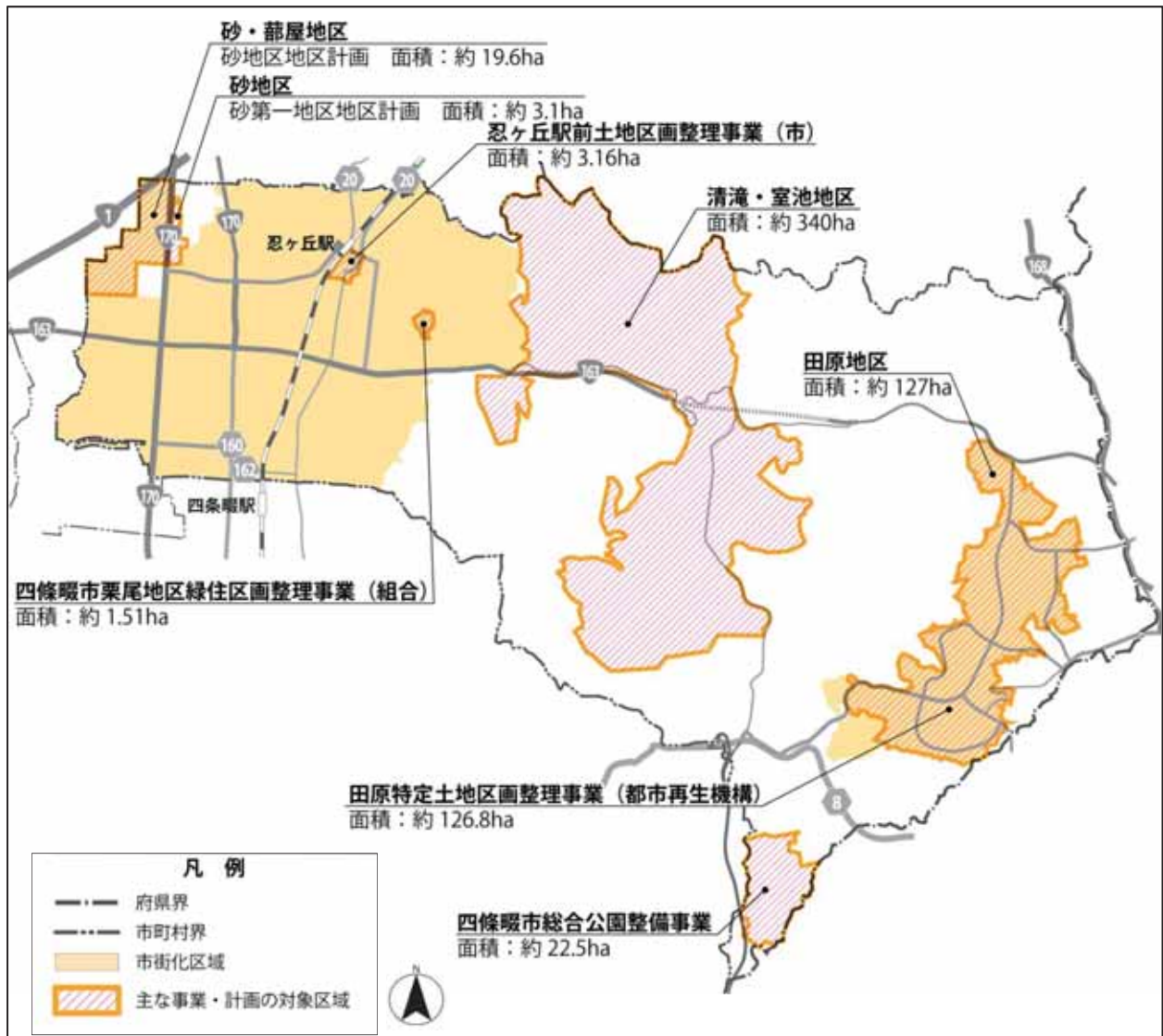


図1-2-25 市内の主な事業・計画位置図

(1) 関西文化学術研究都市

関西文化学術研究都市（けいはんな学研都市）は、産・学・公の密接な連携のもと、文化、学術、研究、産業の新しい拠点をつくとともに、魅力ある居住環境、都市環境の創造をめざすプロジェクトです。

四條畷市においては、「清滝・室池地区」と「田原地区」の2地区が定められています。建設に関する計画は、社会情勢や整備の進捗などにより、平成21年に一部変更されています。

現在は、「けいはんな学研都市新たな都市創造委員会」を設置し、そのあり方を検討しています。

1) 清滝・室池地区

① 整備の方針

- ・ 自然環境の保全と緑地の回復を図りながら、自然レクリエーションの拠点としてスポーツ、保養等の施設の整備を図るとともに、大阪電気通信大学（四條畷学舎）の立地等を活かしつつ、研修、教育研究等を行う文化学術研究施設の整備を図る。

② 人口の規模

- ・ 区域内の人口は、約3,000人を想定

③ 土地利用計画

- ・ 一般国道163号北側の自然公園区域外に文化学術研究ゾーン及び住宅地ゾーンを配置
- ・ 一般国道163号北側の自然公園区域内及び一般国道163号の南側に公園・緑地ゾーンを配置
- ・ 機能的土地利用は、文化学術研究ゾーン約45ha、住宅地ゾーン約30ha及び公園・緑地ゾーン約265ha

④ 文化学術研究施設の整備

- ・ 文化、交流、研修、教育等の諸活動を推進し、本都市と大阪都市圏との接点にふさわしい機能の整備を図るため、水と緑をベースとした文化・研修・保養・レクリエーションの拠点をめざす緑の文化園構想を推進するとともに、教育・研究施設等の整備を図る。このため、優れた自然環境の保全と活用を図り、大阪電気通信大学（四條畷学舎）の立地等を活かしつつ、自然学習機能を有する開放型展示・交流・情報提供施設、民間の研修施設及び研究施設等の整備を促進する。

2) 田原地区

① 整備の方針

- ・ 地区周辺の自然環境をいかし、住宅施設の整備を図るとともに、研修等を行う文化学術研究施設等の整備を進める。

② 人口の規模

- ・ 区域内の人口は、約10,000人を想定

③ 土地利用計画

- ・ 主として地区中央丘陵部の高台に、文化学術研究ゾーンを配置し、それ以外に住宅地ゾーンを配置
- ・ 機能別土地利用は、文化学術研究ゾーン14ha及び住宅地ゾーン113ha

④ 文化学術研究施設の整備

- ・ 大阪都心部との近接性や周辺の自然環境をいかした住宅、健康等生活文化に関連した分野における研修、研究等を行う民間の研修施設、研究施設等の整備を図る。

(2) 区画整理事業

1) 忍ヶ丘駅前土地区画整理事業

JR忍ヶ丘駅前地区の都市基盤と住環境の整備・改善に向けて、本市の北の玄関口を整備する事業です。

施行面積は約3.2haで、駅前東広場(2,700㎡)、蜻蛉池公園(1,500㎡)のほか、忍ヶ丘駅前清瀧線、坪井南山下線の都市施設が整備されました。

2) 四條畷市栗尾地区緑住区画整理事業

本地区は、多くが農地利用され、周辺では民間企業による住宅開発が進行していた地区です。

平成7年12月に低層住宅地の形成を図るために、農住組合を設立し、農と住の調和した良好な住環境をめざし事業が行われました。平成9年～12年度に施行され、施行面積は約1.51haです。

(3)砂・蔀屋地区

砂・蔀屋地区は、広域幹線道路である第二京阪道路（国道1号）と大阪外環状線（国道170号）の結節点に位置し、将来のまちづくりには欠かせない都市的ポテンシャルの高い貴重な地区です。地区の持つ可能性を活かすために外環状線以東の地区では、ふさわしくない施設や乱開発などを抑制するとともに、未来に向かって良好なまちづくりを推進するため、「四條畷市砂地区まちづくり協議会」を設置し検討を進めています。

また、外環状線以西の地区では、大規模集客施設の立地開設に伴い、市街化区域に編入されました。市街化調整区域として残る部分については、周辺環境を考慮し利用のあり方を検討していきます。

1)砂地区地区計画

砂地区は、平成22年に開通した第二京阪道路(国道1号)及び大阪外環状線(国道170号)の主要幹線道路交差部周辺に位置し、平成27年には大規模集客施設が立地開設しました。

当地区では、主要幹線道路の整備効果の維持増進を図るとともに、交通の利便性を活かして、広域的な商業等の都市機能を備えた市街地整備と地域産業の振興の実現をめざし、拠点性のある魅力的な土地利用を図っていく必要があります。

2)砂第一地区地区計画

当地区では、広域交通軸の結節点としての立地条件を活かし、国道170号沿道部に商業・業務系施設の立地を規制・誘導することを目標とし、土地利用の方針としては、一定のまとまりある建築物の敷地面積を確保した商業・業務系施設の立地を規制・誘導することにより、地区の形成を図ることとしています。

(4)四條畷市総合公園整備事業

山間部南端の上田原地区において、本市で初めての四條畷市総合公園整備を進めています。本事業は、平成27年度スポーツ振興事業助成及び社会資本整備総合交付金事業により行い、平成28年3月1日から一部供用を開始しました。

この公園は、北河内で初めてとなる財団法人日本サッカー協会（JFA）認定規格の人工芝運動場を有し、今後も野球ができる多目的広場、フットサルコート、芝生広場等の整備に加え、緊急時や災害時の利用を考慮したヘリポートの整備なども予定しています。

2-6 都市環境

(1) 都市景観

本市の玄関口として整備されたJR忍ヶ丘駅周辺は高層建築物や商業ビル等が建ち並ぶ都市的な景観を持つまちとして整備されています。

田原地区は、閑静な住宅地として水・みどり・石を活用した街なみ整備が図られています。

一方、既存の市街地では、落ち着いたたたずまいの住宅や四條畷神社など歴史を感じさせる建築物が点在しています。

また、本市域内には、「大阪府景観計画」において3つの区域（山並み・緑地軸として生駒山系区域、道路軸として大阪外環状線沿道区域、歴史軸として東高野街道の歴史街道区域）が、大阪府の景観を形成し、特徴づける区域として指定されています。これらの区域については、「大阪府景観計画」に定める方針に基づき、良好な景観づくりを進めていきます。



田原地区



忍ヶ丘駅前



四條畷神社

(2) 自然環境

本市のシンボルである室池とその一帯の北生駒山地は、金剛生駒紀泉国定公園に指定されている“自然の宝庫”であり、山あいには満々と水をたたえ、周辺に広がる豊かな森のハーモニーはことに美しく、森林浴やバードウォッチングにも最高の場所です。

その中核的な府民の森「緑の文化園むろいけ園地」は、自然観察遊歩道が巡る「水辺自然園」、各種スポーツ施設がある「緑の文化園」、冒険が楽しめる「森の宝島」という3つのエリアで構成され、市民だけでなく、多くの府民に親しまれています。

また、府民の森に隣接する市立野外活動センターでのキャンプや天体観測、ふれあいの森での自然散策などを通じて、都市近郊のなかでの本格的なアウトドアライフが楽しめます。

市街地に残る都市農地や生産緑地などのみどりに関しては、適切な保全を図ります。



図1-2-26 緑の文化園むろいけ園地案内図

出典：緑の文化園管理運営協議会ホームページ

2-7 都市防災

本市においては、災害対策基本法の規定に基づき、「四條畷市地域防災計画」を平成25年度に改訂しました。

この計画は、市民・事業所、行政が連携して、災害に強い都市基盤の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図り、「災害に強い安心安全なまちづくり」をめざすものです。

このなかで、昨今の地球温暖化によるゲリラ豪雨や巨大・強化傾向にある台風、近い将来発生が予測されている南海トラフを中心とした巨大地震等に対する備えとして、都市防災機能の強化や防災体制の確立、市民の防災意識と防災行動力の向上を図ることとしています。また、具体的に地震災害、風水害、大規模事故災害等に関する応急対策や復旧対策について定め、災害に対する本市の取り組みを定めています。

本市の地形上、特に懸念されているのは山間部及びその周辺地域の土砂災害や市街地部の浸水被害への対策についてであり、都市施設の強化を継続して図るとともに、民間開発等に関しても、防災に対する安全性等について適正な整備を促進していきます。

市民の安全を確保するための避難施設（指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難地、福祉避難所）については、次項の「四條畷市防災マップ」に定め、継続して周知に努めます。

**もしも、東海豪雨のような雨が
寝屋川流域に降ったら・・・！**

東海豪雨は、平成12年9月に東海地方に大きな被害を与えた豪雨災害です。(総雨量567mm) 浸水想定区域は、もしも東海豪雨のような雨が四條畷市(寝屋川流域)に降った場合を想定しています。

四條畷市防災マップ

1 : 10,000
本図は、大縮尺1:2500地形図を縮小編集したものである。



みなさんがお住いの四條畷市では、大雨によって寝屋川などの河川が氾濫したり、山麓部で土砂災害が発生する危険性があります。あなたが住んでいる地区で、大雨による災害が発生するおそれのある場所や状況を日ごろから把握し、雨の降り方や浸水の状況に注意して、危険を感じたら早めに自主的な避難を心がけましょう。地図に示した区域以外の場所でも、気象状況などによって浸水や土砂災害が発生するおそれがありますので、注意してください。

避難施設を知っておきましょう

■指定緊急避難場所 (一時避難地) 火災発生時や水害等の二次被害に備えて、危険から逃れるために一時的に自主避難する場所。学校のグラウンドや公園です。

■指定避難所 災害により家に居られなくなった場合に滞在するために、市が必要に応じて避難所として開設する場所です。

施設名	所在地	電話番号 FAX番号	指定 避難所	指定 緊急避難 場所	施設名	所在地	電話番号 FAX番号	指定 避難所	指定 緊急避難 場所
1 田原小学校	田原台 4-2-1	0743-78-1402 0743-78-1502	○	○	9 四條畷南中学校	南野 5-5-1	072-876-7842 072-877-4505	○	○
2 四條畷小学校	中野 8-72	072-876-0095 072-876-0096	○	○	10 四條畷西中学校	新屋 285-21	072-876-7708 072-876-7709	○	○
3 四條畷南小学校	中野新町 11-38	072-876-1113 072-877-4501	○	○	11 四條畷高等学校	新屋北町 1-1	072-877-0004 072-877-3260	○	○
4 くすのき小学校	二丁通町 18-1	072-877-0565 072-877-4502	○	○	12 四條畷学園高等学校	大東市学園町 6-45	072-876-1321 072-876-4515	○	○
5 壱々小学校	岡山 5-2-40	072-877-7982 072-877-4503	○	○	13 大阪電気通信大学	清里 1130-70	072-876-3317 072-876-3321	○	○
6 四條畷東小学校	南野 6-1-25	072-876-5611 072-876-5612	○	○	14 北谷公園	田原台八丁目地内			
7 周部小学校	中野 1-7-26	072-879-2181 072-879-2192	○	○	15 市民総合センター	中野 3-5-25	072-879-2121 072-386-2059	○	○
8 四條畷中学校	岡山 5-2-10	072-876-1200 072-877-3483	○	○					

※土砂災害のおそれがある時は、開設しない場合があります。

■指定緊急避難場所

施設名	所在地	電話番号
1 緑の文化園	清里 485	0743-78-9499
2 新屋公園	下田原 448	072-876-6071
3 (仮称)四條畷市総合公園	上田原 1218-1 外	072-876-6293
4 寝屋川公園	寝屋川市寝屋川公園 1707	072-876-3611
5 深北緑地	大東市深野支 4-284	072-876-2051

※市域外ですが、緊急を要する場合は、避難することがあります。

■指定避難所

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
1 パークヒルズ田原南	上田原 613	0743-78-9499
2 るてるるホーム	岡山 5-18-20	072-876-6071
3 清里らくらく苑	清里中町 1-3	072-876-3611
4 四條畷荘	北出町 28-1	072-876-2051
5 (仮称)児童発達支援センター・子育て総合支援センター	中野 289 4月オープン予定	072-863-2124

災害発生時は、まずはお近くの避難所に避難してください。

避難は早めに

■土砂災害について

がけ崩れ 雨が降ると土がゆるみ、斜面が崩れて土や石が落ちてくること。

土石流 土が崩れ、水と一緒に一気に流れてくること。

地すべり 土が崩れ、斜面に沿って滑り落ちてくること。

土砂災害の前兆現象を確認したら、すぐに市役所に連絡し、早めに避難しましょう。

土石流危険渓流 土石流発生のおそれがあり、1戸以上の人家(人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館、商業施設等のある場合を含む)に被害が生じるおそれがある渓流をいいます。

土石流氾濫区域 土石流危険渓流等において想定される最大規模の氾濫が予想される区域です。

急傾斜地崩壊危険箇所 傾斜角30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1戸以上(人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む)ある場所のことをいいます。

急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地に基づき区域指定された区域で、斜面の切り盛りなどがけ崩れを助長したり誘発したりする行為が規制されるなどの制限がかかります。

土砂災害

- 土石流危険渓流
- 土石流氾濫区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所(がけ崩れ)
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 浸水想定区域 1~10cm
- 浸水想定区域 10~50cm
- 浸水想定区域 50cm~1m
- 避難所
- 避難所(仮設)
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 指定緊急避難場所(一時避難地)
- 指定避難所(仮設)
- 指定緊急避難場所(一時避難地)
- 指定避難所(仮設)

図1-2-27 本市の防災マップ

出典: 四條畷市防災マップ(2015年版)

2-8 上位計画等

(1) 東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

平成18年の大阪府都市計画審議会の「成熟社会における大阪の都市づくりのあり方」について答申、大阪府国土利用計画(第四次)を踏まえ、目標年次を平成32年とし、平成23年3月に策定され、平成28年3月に一部改定されています。

区域区分は、平成28年3月に都市計画区域マスタープランの改定と併せて、第7回一斉見直しを実施しました。その後は必要に応じて次回の一斉見直しを実施することとしています。

■ 都市づくりの将来像

にぎわい・活力ある大阪

みどり豊かで美しい大阪

安全・安心な大阪

■ 都市づくりの基本方針

【にぎわい・活力ある大阪】

- ①国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成
- ②集約・連携型都市構造の強化

【みどり豊かで美しい大阪】

- ①みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくり
- ②健全な生態系・水循環の構築
- ③地域資源を活かした美しい景観の形成

【安全・安心な大阪】

- ①誰もが暮らしやすい生活環境の形成
- ②災害に強い都市・地域づくりの推進

+

多様な主体との連携・協働による地域づくり

上記を踏まえ、下記のとおり大きく3つに分け、方針を定めています。

○ 土地利用に関する方針 ～よりよいまちをめざすために土地利用を誘導します～

- ・区域区分(線引き)の決定に関する方針
- ・用途地域の指定の方針
- ・市街化調整区域の土地利用の方針
- ・都市防災に関する方針
- ・第二京阪道路沿道まちづくりの促進
- ・住工混在問題への対応

○ 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針 ～真に必要な施設を整備します～

- ・交通施設に関する方針
- ・下水道整備の方針
- ・河川整備の方針
- ・その他の都市施設の方針
- ・市街地開発事業に関する方針
- ・都市計画施設等の見直しの方針
- ・住宅・住宅地の方針

○ 都市魅力の創造 ～都市の魅力を高めます～

- ・都市環境に関する方針
- ・みどりの大阪の推進
- ・都市景観に関する方針

(2)第6次四條畷市総合計画

本市の第6次総合計画は、平成62年(2050年)を目標年次として、平成28年3月に策定したものです。35年後の人口の将来展望を約51,000人としながら、まちづくりの方向を次のように定めています。

■基本理念

- ①人権尊重のまちづくり
- ②住民と行政が協働で取り組むまちづくり
- ③安心、安全を重視したまちづくり
- ④地域性を活かした自立的なまちづくり

■将来像

**「自然と歴史をいつくしみ
やすらぎ めくもり にぎわいをそだてよう
みんなの夢をつくるまち四條畷」**
～すべては住みよいまちづくりのために～

■土地利用の基本方針

- ①快適で便利な住みよい都市の創造
- ②安らぎと潤いのある市街地の形成
- ③災害に強い安全な地域の実現
- ④魅力と活力のあるまちの創造

また、第6次四條畷市総合計画では、市民意識調査結果を踏まえつつ、地域の現状や地域の特性などを考え合わせながら、まちづくりの基本方向を次のように位置づけています。

■まちづくりの基本方向

分野	基本方向
<p>① 自然環境の保全を図り、 快適な暮らしを実現する 基盤づくり</p>	<p>【自然のなかで心地よく暮らせるまち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪都心部に近い立地条件や広域交通条件の良さ、自然に恵まれ、歴史、文化を有するといった地域の特性を活かしながら、快適な暮らしを実現する都市基盤整備を推進する。 ・環境に配慮した活動や行動に取り組む住民や事業者等を支援し、低炭素や循環を基盤とした、みんなで創る環境にやさしいまちをめざす。 ・長期的かつ安定的な水道水の供給を図るとともに、災害に強い下水道整備の実施など、市民生活に直結する公共インフラの構築に計画的に取り組む。
<p>② 賑わいと魅力を創造し、 まちを元気にする 活力づくり</p>	<p>【あいさつが飛び交うまち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や団体、大学、事務所などが行政とともにまちづくりに参画する協働の取り組みを進めるとともに地域の実情に合った魅力的な取り組みを継続することにより豊かなコミュニティの形成とコミュニティ意識の成熟に努める。 ・男女の人権が平等に尊重され、責任を分かち合いながら、いきいきと活躍できる地域社会づくりとともに、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現と指導的地位に女性が占める割合の増加をめざす。 ・住民の健康を支える安心・安全で新鮮な地元産の食材の提供や商工業の発展支援、大規模商業施設の活用及び地域資源を活かした観光、交流の振興を進め、賑わいのある生活しやすいまちづくりを進める。 ・公共施設の再整備等により、暮らしやすく、移動しやすいまちづくりの推進、計画的な土地利用や市街地整備により、良好な市街地形成を図る。
<p>③ 地域が、潤い、安らぎ、 生きがいに包まれる 環境づくり</p>	<p>【毎日が笑顔あふれるまち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政はもとより、住民主体の防災、防犯の取り組みを推進するとともに広域的な視点での検討を重ね、自然の恵みのなかで安心、安全に住み続けられる環境づくりをめざす。 ・高齢者や障がい者、子育て世帯を中心とした保健、医療、福祉施策の充実と、誰もがいきいきと健やかに社会参加できる地域福祉の推進を図る。 ・地域のまちづくりでは、地域に関わるすべての方々がそれぞれの役割を担うとともに、人権尊重が文化として定着する共生社会の実現をめざす。
<p>④ 学び、文化、 スポーツから 働きかける夢づくり</p>	<p>【1人ひとりの夢が実現するまち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心豊かな人づくりをめざし、子どもから高齢者まですべての方々が自己実現できる環境づくりをはじめ、ゆとりと個性、豊かな人間性、生きる力、確かな学力や郷土を愛する心、高い人権意識を重視した教育環境づくりに努める。 ・人と人との絆で地域社会を元気にしていくため、教育、学習の場づくりを進めるとともに、地域における学校の役割に留意しながら、快適な施設整備を進める。 ・数多くの歴史遺産を未来へ引き継ぎながら、観光資源として活用していくことに加え、地域に根づく伝統文化の継承、文化活動の支援、文化交流の拡大、国内外を問わない都市との幅広い交流などを通じて、異文化への理解を深め、多文化共生社会を実現するなど、文化全般を育む環境づくりを図る。 ・スポーツ施設を有効活用し、住民が気軽に体を動かせる環境づくりを実現する。
<p>⑤ 確かな未来を築く 行財政運営に向けた 体制づくり</p>	<p>【みんなの思いがつながるまち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会経済状況の変化や地方分権の成熟度を踏まえ、将来にわたる健全な財政運営と効率的、効果的な行政運営の推進、そして、近隣市との連携を基本とした行政を推進する。 ・種々様変わりする行政が果たすべき役割に対応できる人材の確保と職員の育成、住民の視点に立った、住民のための市役所を築く。

2-9 法規制

(1) 都市計画

1) 都市計画区域

本市の行政区域の全域約1,869haが都市計画区域になっています。

2) 市街化区域及び市街化調整区域

本市の平成28年3月末現在の市街化区域は約609ha、市街化調整区域は約1,260haとなっており、市街化区域は、市域西部の市街地と東部市街地の田原台及び隣接する緑風台、さつきヶ丘の地区となっています。

本市の市街化区域では、地区計画で建ぺい率50%に制限している区域を除き、建ぺい率60%以上の区域を準防火地域に指定しています。

3) 用途地域

用途地域は、制度上は現在12種類がメニュー化されていますが、本市では地域の特性に応じて、このうち8種類を定めています。

本市は、市街地における住居系の用途地域が約9割を占め、「居住機能」に特化した都市ということが出来ます。

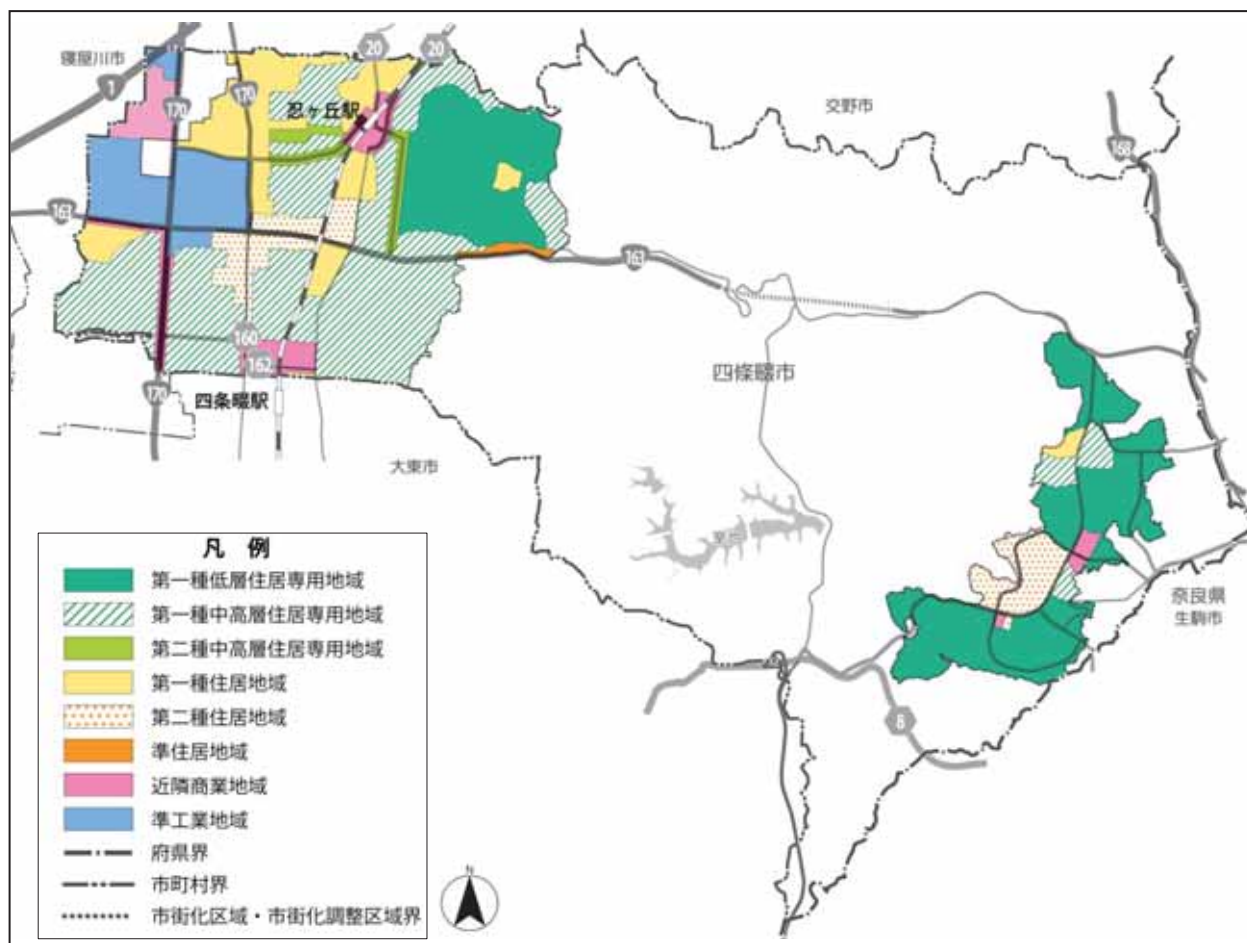


図1-2-28 用途地域図

表 1-2-17 用途地域指定の状況

(平成28年3月末現在)

区分	用途地域	面積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	その他制限
住居系	第一種低層住居専用地域	約169	50	100	高さ10m、外壁後退1.5m (一部1.0m区域有)
	第二種低層住居専用地域	—	—	—	—
	第一種中高層住居専用地域	約218	60	200	—
	第二種中高層住居専用地域	約11	60	200	—
	第一種住居地域	約70	60	200	—
	第二種住居地域	約46	60	200	—
	準住居地域	約3.3	60	200	—
商業系	商業地域	—	—	—	—
	近隣商業地域	約40	60, 80	200, 300	—
工業系	工業専用地域	—	—	—	—
	工業地域	—	—	—	—
	準工業地域	約51	60	200	—
合	計	約609			

4) 生産緑地地区

平成3年に生産緑地法の改正によって市街化区域内の農地を、保全するものと宅地化するものに区分されました。このうち保全する農地が生産緑地地区で、本市では平成29年1月現在、99地区、約19.53haが指定されています。

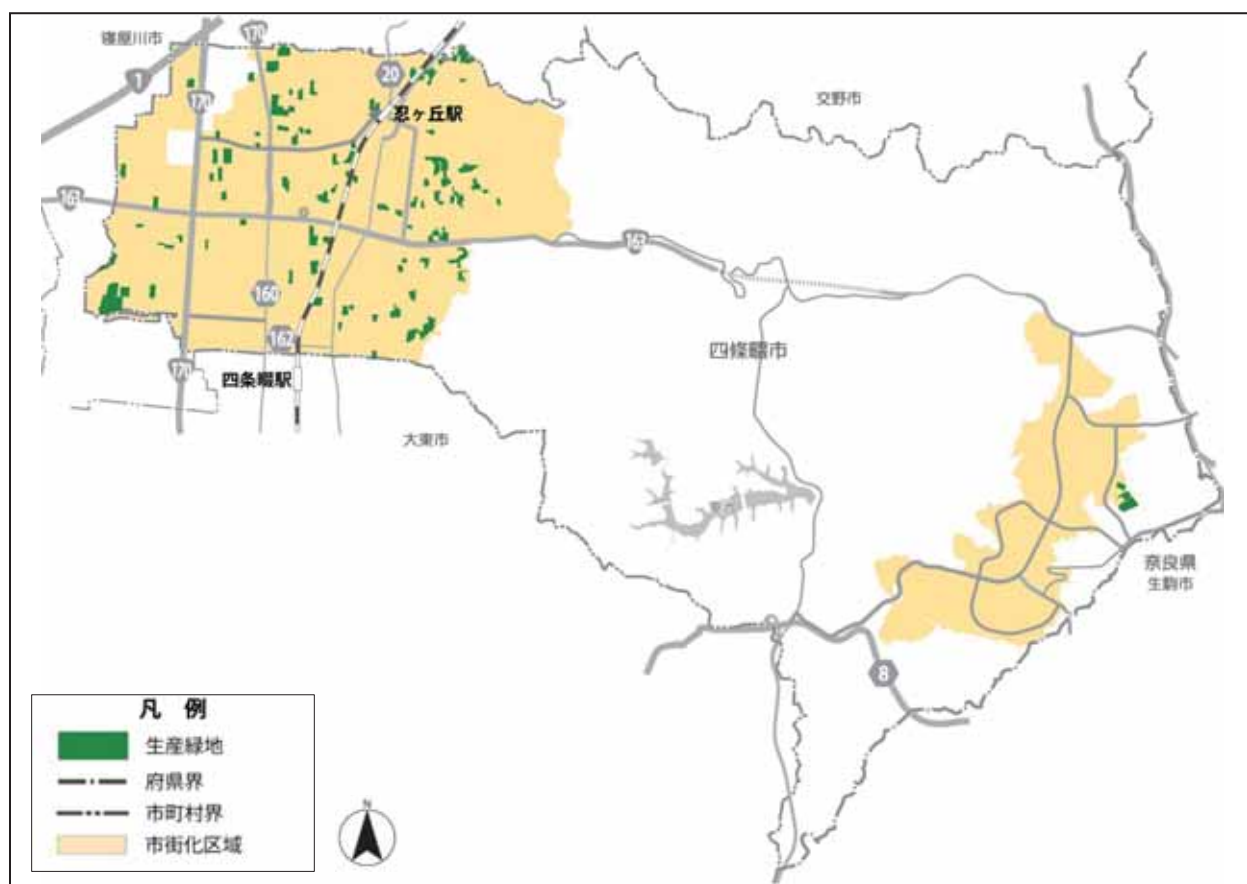


図 1-2-29 生産緑地指定状況図

平成 29 年 1 月 10 日現在

5) 地区計画

一定のまとまりを持った「地区」を対象に地区の特性や課題に応じ、道路、公園等の公共施設の配置や建築物の用途・形態などをきめ細かに定めて、良好なまちづくりを進めようとする計画です。

本市では、下記の4地区で地区計画が定められています。

表1-2-18 市内の地区計画指定地区

地区名	対象面積	備考
田原地区	約126.8ha	田原特定土地区画整理事業地
さつきヶ丘地区	約8.8ha	民間住宅開発地
砂第一地区	約3.1ha	
砂地区	約19.6ha	

(2) 防災規制・自然保全の指定状況

本市の地形は、急峻な山地からすぐに平坦地が広がることから、宅地造成工事規制区域が丘陵地から市域東部にかけて約1,556ha指定されており、砂防指定地域も宅地造成工事規制区域とほぼ同じ区域で約1,523ha指定されています。

また、本市の中央部に位置する北生駒山地は、大都市近郊にあつて豊かな自然環境が保たれている地域であることから自然保全を図るため、金剛生駒紀泉国定公園区域が約722ha、近郊緑地保全区域が約599ha指定され、保安林が約150ha（土砂流出防備約143ha、風致約7ha）指定されています。

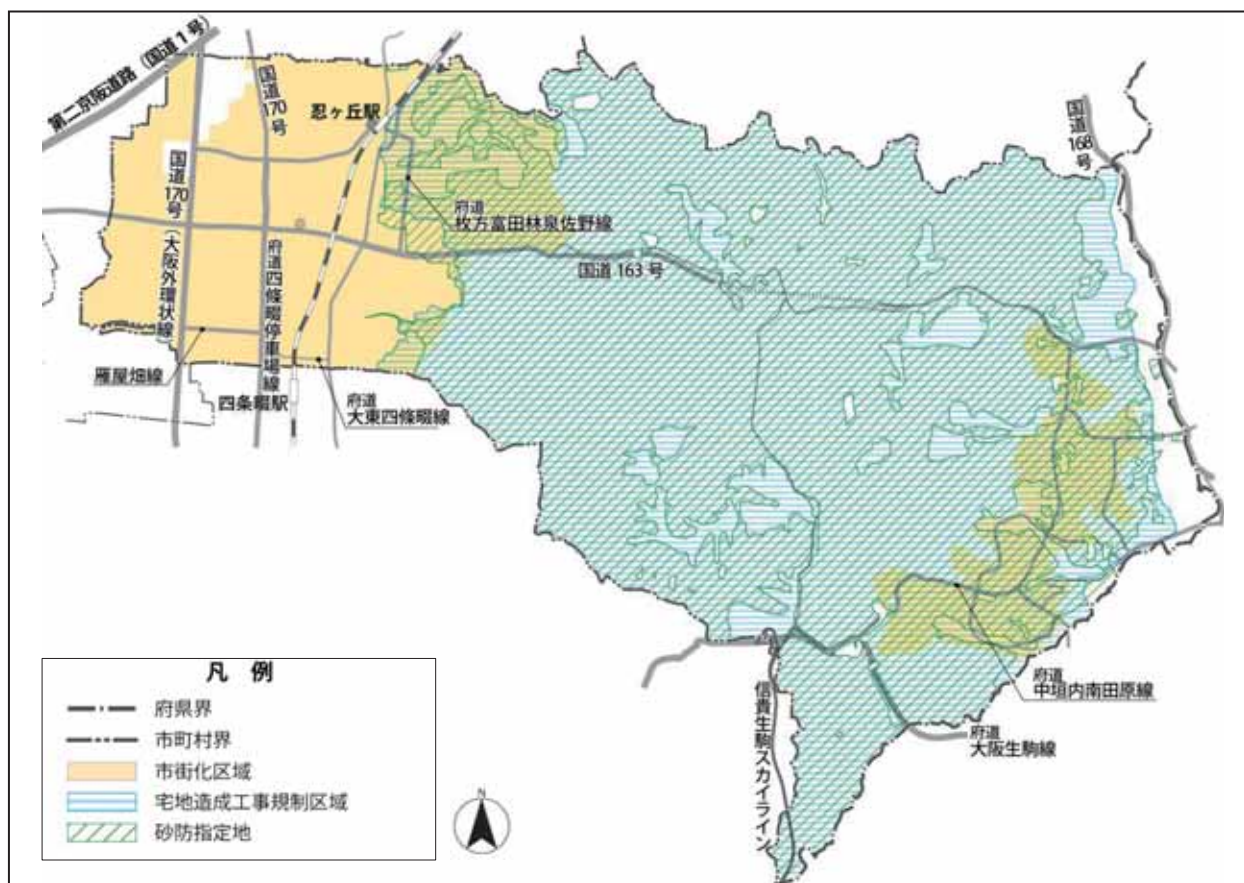


図1-2-30 防災関係法規制図

出典：大阪府

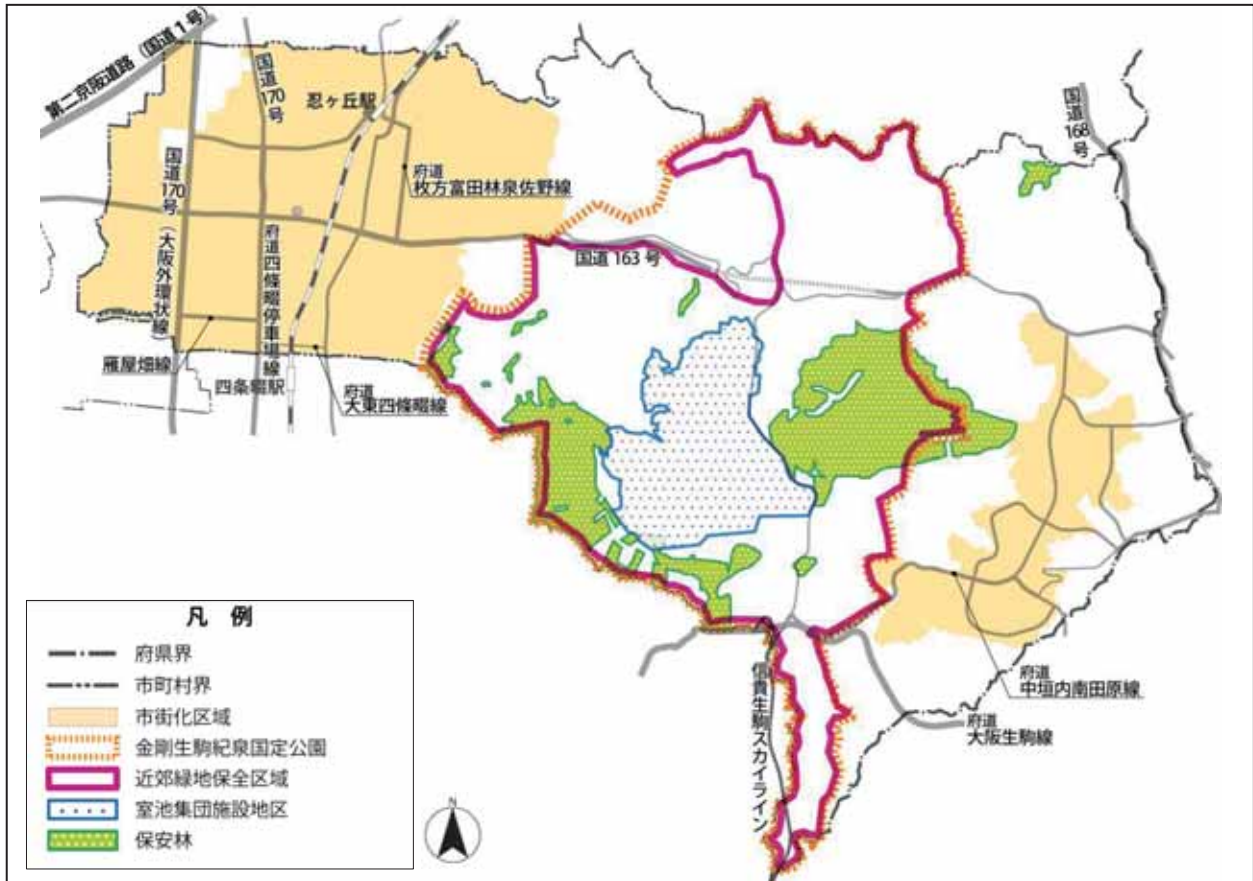


図1-2-31 自然保全関係法規制図

出典：大阪府

(3) その他の地域指定

1) 住宅・住宅地の重点供給地域

大阪府では、居住水準の向上と需要に的確に対応した住宅や住宅地の供給を図るため、計画的にその促進を図っていく地域として、住宅・住宅地重点供給地域が指定されています。

本市では、かつて田原地区と清滝地区で住宅・住宅地重点供給地域の指定を受け、田原地区では、田原特定土地区画整理事業区域において都市基盤整備公団（現独立行政法人都市再生機構）により整備が行われました。また、一団の農地が広がる清滝地区の一部では、農住組合による緑住土地区画整理事業（約1.5ha）による整備が行われました。

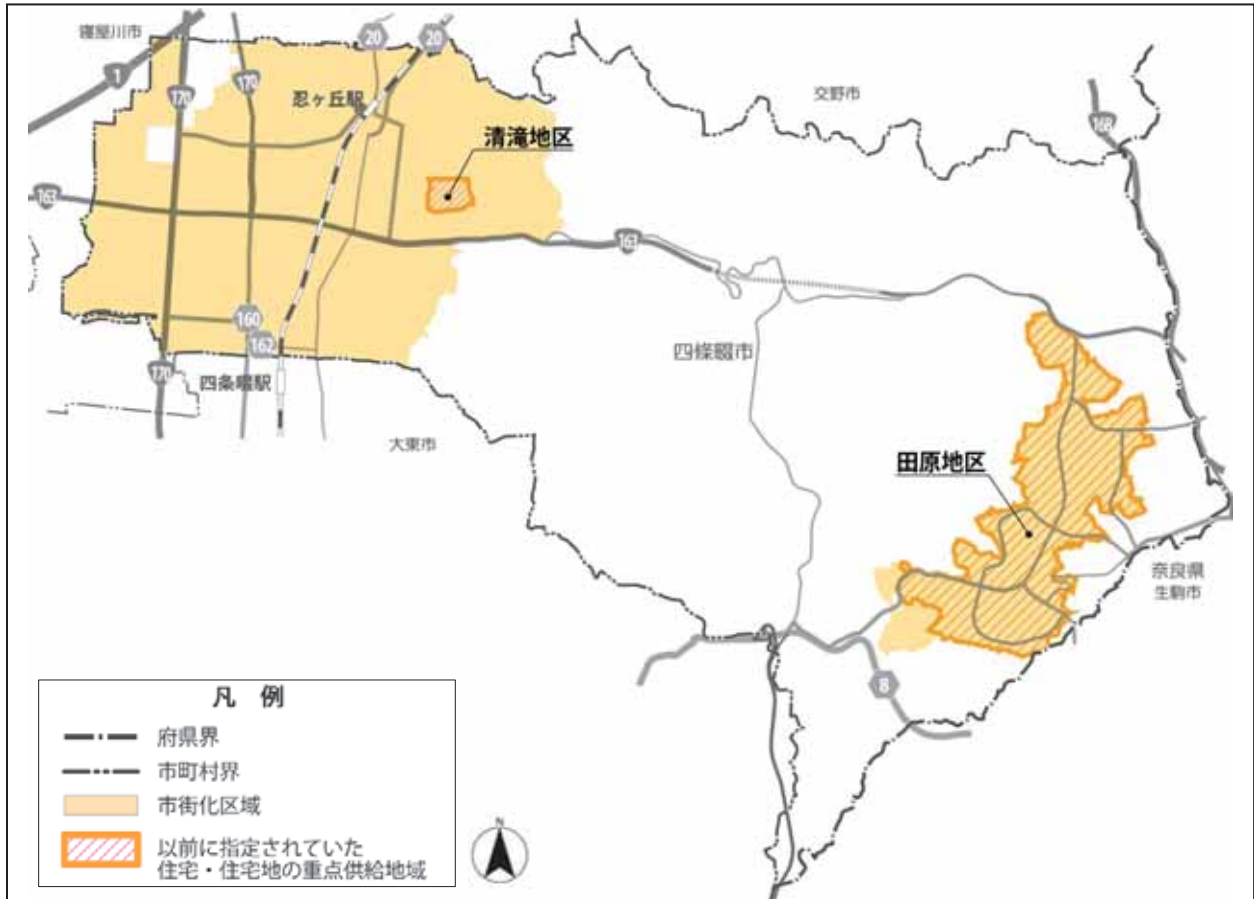


図1-2-32 住宅・住宅地の重点供給地域

2) 災害に強いすまいとまちづくり促進区域

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災をはじめ、平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震は、自然災害の脅威とそれに対する都市の弱さを再確認させる契機となり、現在全国の自治体で災害に強いまちづくりの取り組みが進められています。

本市の既成市街地では、四條畷市中央地区（雁屋北町・雁屋南町・楠公1丁目・米崎町の一部）約34haを「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」と位置づけ、建築物の不燃化・耐震化や消防活動困難区域の解消、避難地及び避難路の整備など、地域の防災性の向上をめざした災害に強いまちづくりの検討を進めることとしています。

防災に関連した取り組みとして、平成23年7月には、市域全域の建ぺい率60%以上（一部の区域除く）の区域を準防火地域に指定しました。また、建物の耐震診断や改修に対する補助制度を設け、災害に強いすまいづくりに取り組んでいます。

区域内を東西に通る都市計画道路雁屋畑線の整備を進め、国道170号から府道四條畷停車場線までの区間で一部供用を開始しました。東西移動の要となる道路を整備したことにより、区域の利便性・防災性の向上が図られました。

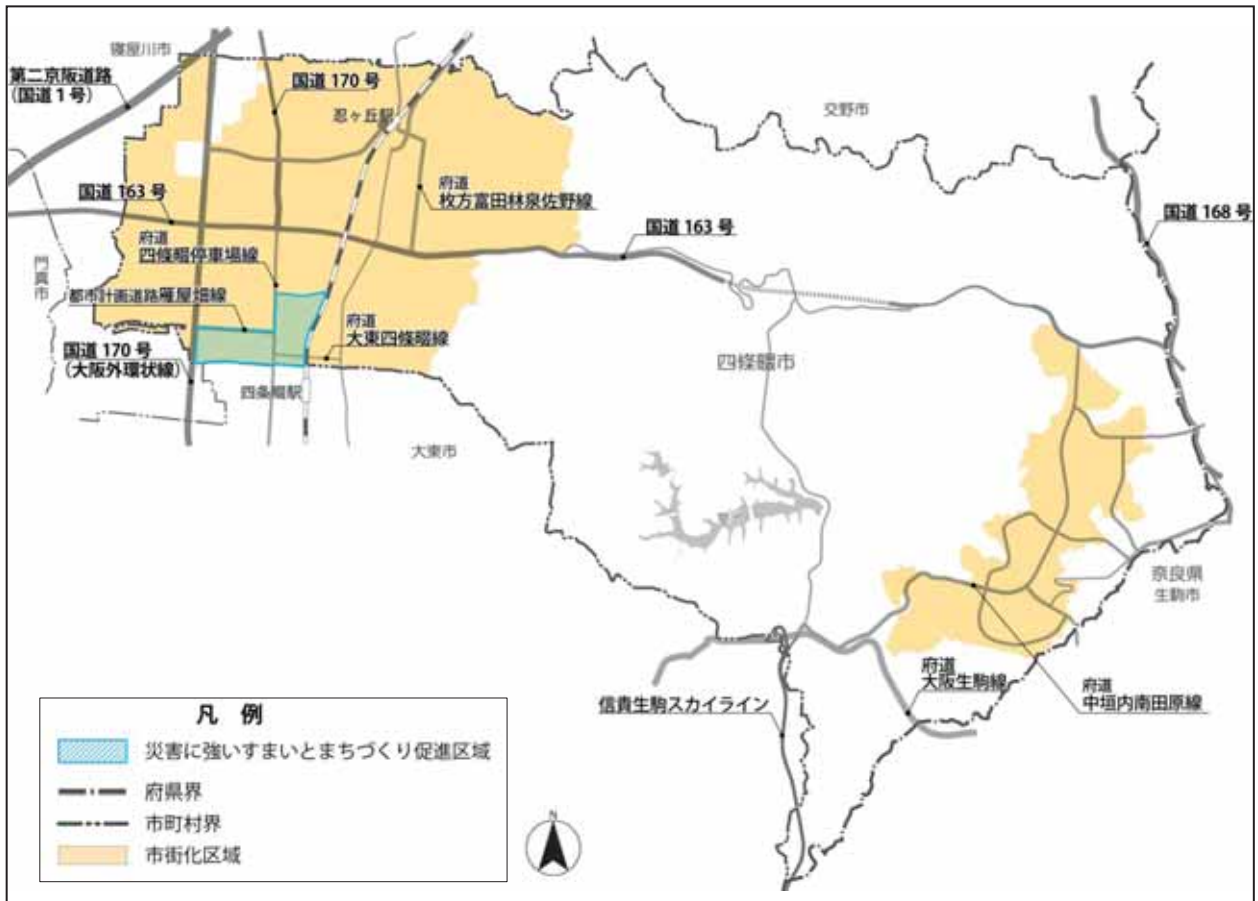


図1-2-33 災害に強いすまいとまちづくり促進区域位置図

2-10 市民意識

「第6次四條畷市総合計画策定のための市民意識調査」（平成26年6月実施）の結果をもとに、まちづくりに関する市民の意向をまとめると次のようになります。

(1) 調査概要

1) 調査の目的

本調査は、新しい総合計画策定の基礎資料とするため、市の現状や将来のまちづくりに対する意識やニーズを把握することを主旨として実施したものです。

2) 調査の方法

- ・ 調査地域 市全域
- ・ 調査対象 平成26年5月15日現在、四條畷市内在住の15歳以上の男女
- ・ 標本数 3,000人
- ・ 抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出
- ・ 調査方法 郵送による調査票の配布及び回収
- ・ 調査期間 平成26年6月11日（水）～6月25日（水）まで
（上記を基本とし、7月25日回収分までを有効とした）

3) 回収結果

- ・ 配布数 3,000通
- ・ 未到達数 15通
- ・ 到達数 2,985通
- ・ 回収数 1,047通
- ・ 回収率 35.1%

本都市計画マスタープランで比較している前回の市民意識調査の概要は下記のとおり。
「四條畷市総合計画確定のための市民意識調査(平成5年11月実施)」

①調査の目的

身近な環境や日常の変化、市の将来の方向などについて市民の意識を把握し、地域特性や時系列変化等を踏まえて分析することにより、「第4次四條畷市総合計画」の策定のための基礎資料とするとともに、今後の市政運営に役立てること

②調査方法

- ・ 調査地域 市全域
- ・ 調査対象 平成5年8月1日現在、四條畷市在住の20歳以上の男女
- ・ 標本数 2,000人
- ・ 抽出方法 選挙人名簿から等間隔無作為抽出
- ・ 調査方法 郵送による調査票の配布及び回収
- ・ 調査期間 平成5年11月2日～11月15日

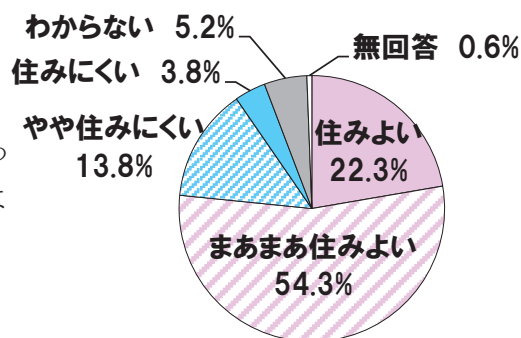
③回収結果

- ・ 配布数 2,000通（未到達数：39通 / ・ 到達数：1,961通）
- ・ 回収数 1,262通 ・ 回収率 64.4%

(2) 調査結果

1) 本市の住みよさについて

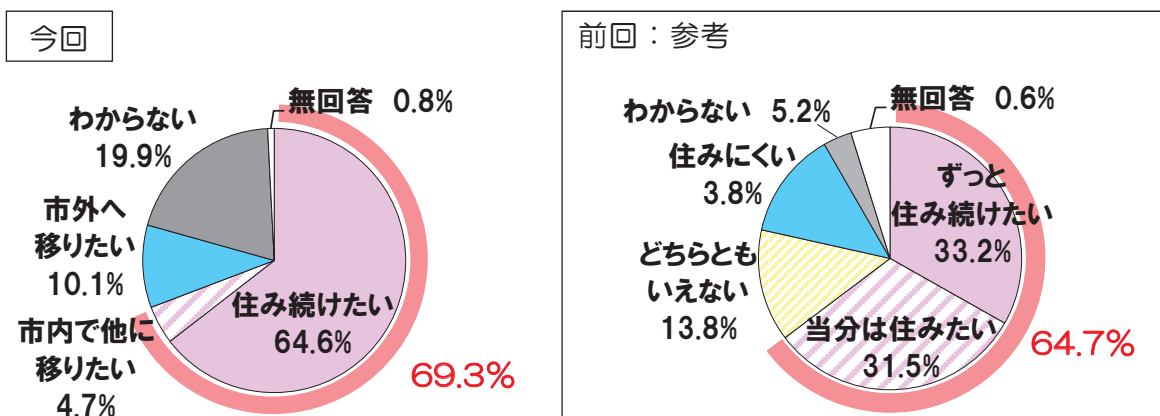
「住みよい」との回答は22.3%、「まあ住みよい」は54.3%で、76.6%が住みよさを評価しています。



2) 定住意向について

「住み続けたい 64.6%」と「市内で他に移りたい 4.7%」を合わせた69.3%の方が定住意向を持っています。

平成5年に実施した同様の調査と比較すると、前回の「ずっと住み続けたい 33.2%」と「当分は住みたい 31.5%」を合わせると64.7%となり、やや定住意向が増加しています。



3) 本市の好きなところ・改善すべきところについて

①好きなところ・誇れるところ

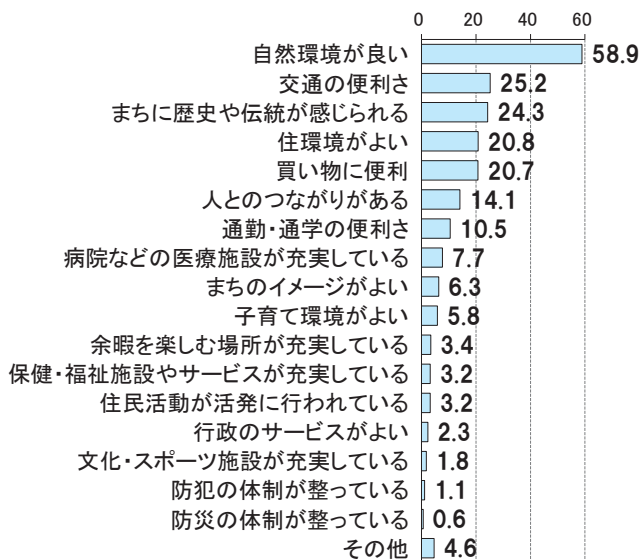
本市の好きなところ・誇れるところでは、「自然環境がよい 58.9%」が世代や居住地を問わず最も高くなっています。

次いで「交通の便利さ 25.2%」「まちに歴史や伝統が感じられる 24.3%」「住環境がよい 20.8%」の順となっています。

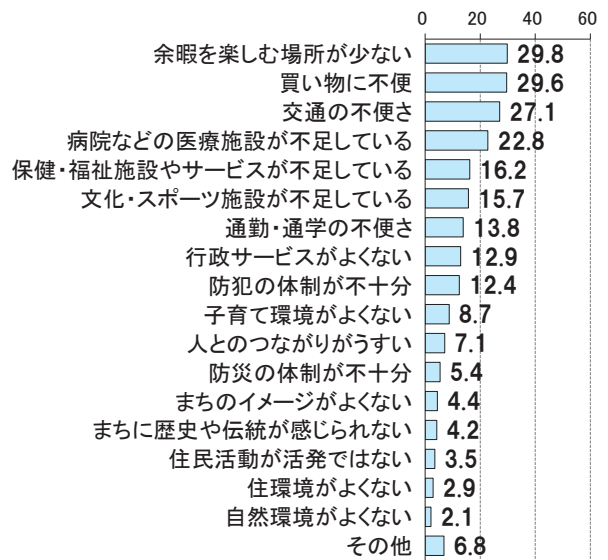
②よくないところ・改善すべきところ

よくないところ・改善すべきところでは、「余暇を楽しむ場所が少ない 29.8%」が最も高く、次いで「買い物に不便 29.6%」「交通の不便さ 27.1%」「病院などの医療施設が不足している 22.8%」の順となっています。

田原地区では、「交通の不便さ 68%」「買い物に不便 64%」「通勤・通学の不便さ 42.3%」が高くなっていますが、「余暇を楽しむ場所が少ない 10.3%」は他の地区と比べ低い結果となっています。



①好きなところ・誇れるところ
(複数回答)



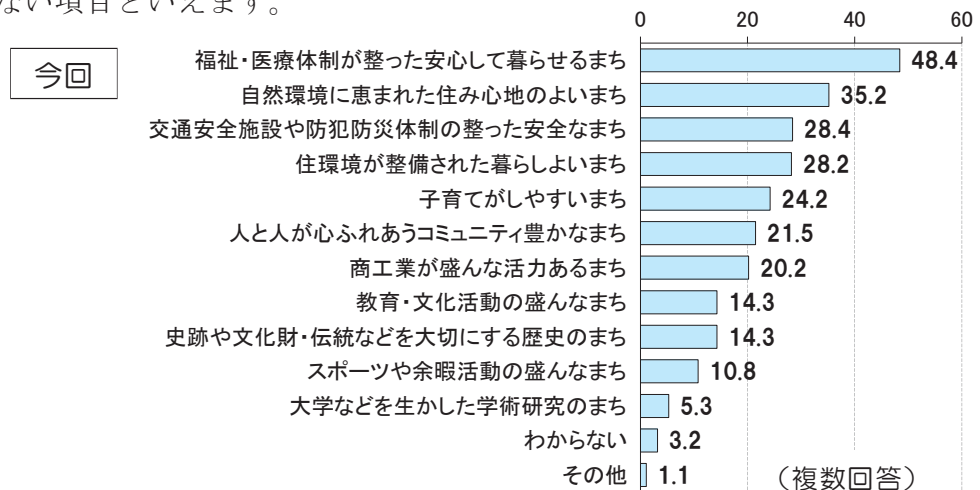
②よくないところ・改善すべきところ
(複数回答)

4) まちの将来像

まちの将来像については、「福祉・医療体制が整った安心して暮らせるまち 48.4%」が前回と同様に最も多い結果となっています。

次いで「自然環境に恵まれた住み心地のよいまち 35.2%」、「交通安全施設や防犯防災体制の整った安全なまち 28.4%」の順となっています。

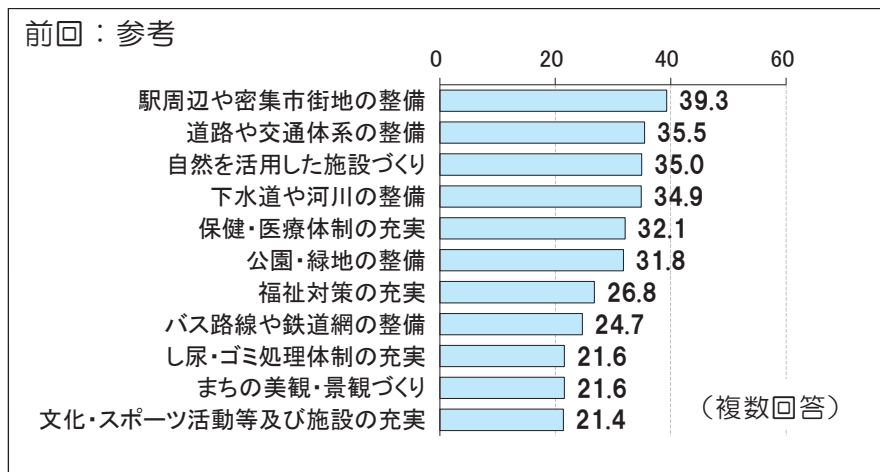
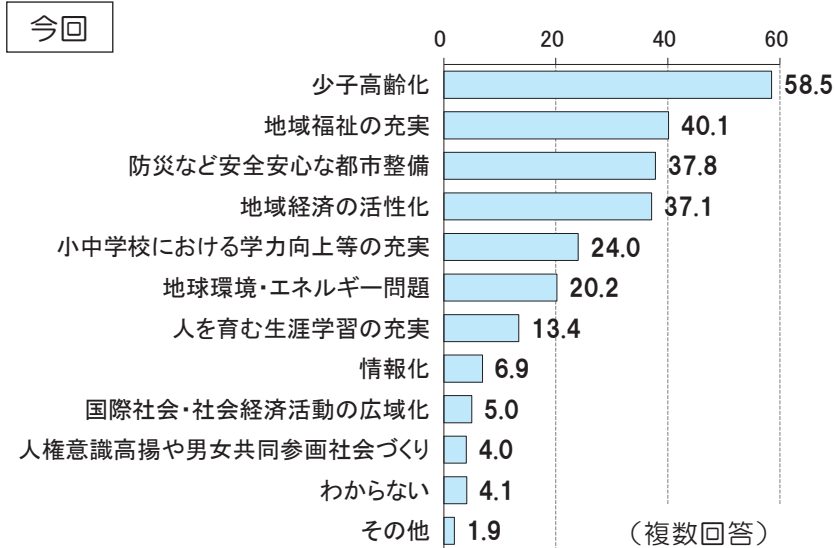
近年の社会情勢等により、「交通安全施設や防犯防災体制の整った安全なまち」は前回よりも意見が多く、防犯防災の意識は高くなっていることに加え、福祉・医療に関しては、今後高齢化社会が進行するなか、まちづくりを考えていくうえで外せない項目といえます。



5) 重点的に推進すべき施策

本市において重点的に推進すべき施策として最も多かったのは、「少子高齢化 58.5%」でした。次いで「地域福祉の充実 40.1%」「防災など安全安心な都市整備 37.8%」「地域経済の活性化 37.1%」の順で多くなっています。

地域福祉や防災などについては、前項の将来像と重なるところも多いです。



【参考】第6次四條畷市総合計画策定のための中学生アンケート

結果について〈一部抜粋〉

※意見として特徴ある箇所について で囲っている。

1) 調査の目的

本調査は、新しい総合計画策定の基礎資料とするため、市立中学校の2年生全員を対象にアンケート調査を行い、市の現状や将来のまちづくりに対する意識やニーズを把握することを主旨として実施したものである。

2) 調査の方法

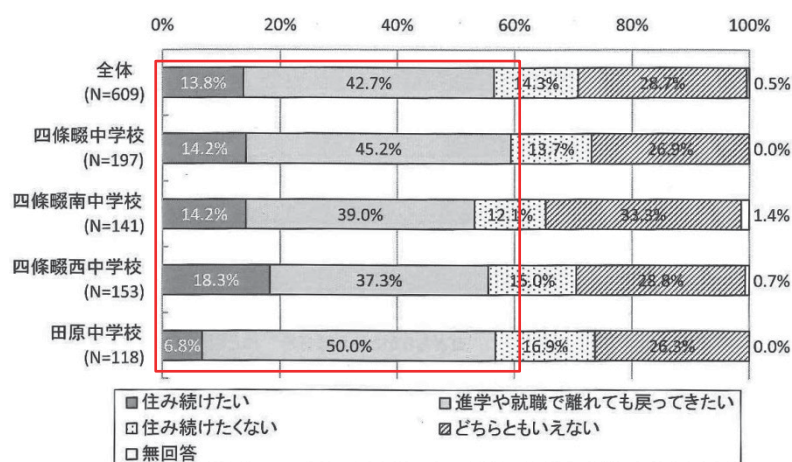
- ・ 調査地域 市全域
- ・ 調査対象 市立中学校の2年生全員
- ・ 調査方法 校内の配布及び回収
- ・ 調査時期 平成26年7月

3) 回収結果

- ・ 配布数 645通
- ・ 回収数 609通
- ・ 回収率 94.4%

① 定住意向について

問5. 将来、大人になっても四條畷市に住み続けたいと思うか。



「進学や就職で離れても戻ってきたい」の回答は、42.7%と高く、「住み続けたい 13.8%」と合わせると56.5%が将来の居住を意識していました。

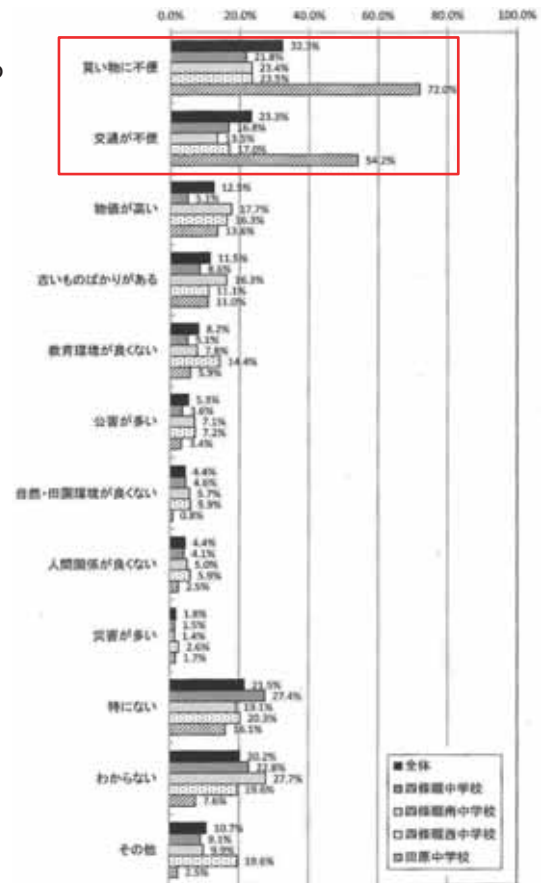
田原中学校においては、「住み続けたい」が6.8%と他の中学校の半分以下でしたが、「進学や就職で離れても戻ってきたい」が50%と最も高くなっています。

前項における市民意見とともに居住意向が高いと言えるとともに、市への愛着も高いと言えます。

②まちの嫌いなところについて

問3. 住んでいる「まち（近所）」の嫌いなところはどこか。（複数回答）

田原中学校では、「買い物に不便 72%」「交通が不便 54.2%」が他の中学校に比べて高くなっています。前項の市民アンケートにおいても、同じように交通については改善すべき点として高くなっていました。



③四條畷市の将来像について

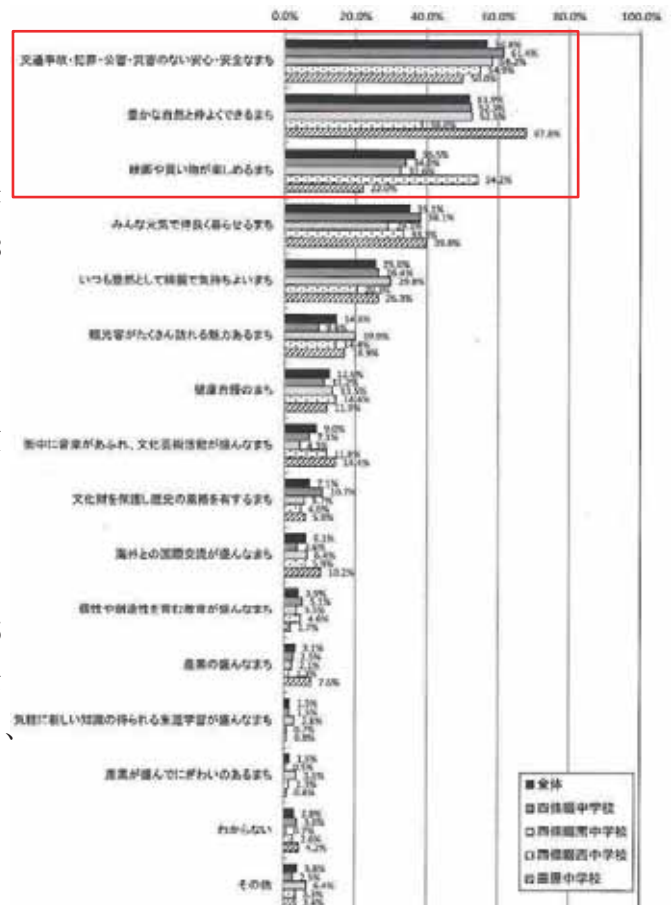
問6. 将来、四條畷市がどんなまちであってほしいと思うか。（複数回答）

（複数回答）

将来像として「交通事故・犯罪・公害・災害のない安心・安全なまち」が56.8%と高く、どの中学校においても5割以上の結果となっています。

次に多かったのが「豊かな自然と仲よくなるまち 51.9%」で、田原中学校では67.8%と最も高くなっていますが、四條畷西中学校は38.6%と低くなっています。

「映画や買い物が楽しめるまち 36.5%」では、四條畷西中学校で54.2%と最も高く、逆に田原中学校が22.0%と低く、地域性が出る回答となっています。



第3章 まちづくりの主要課題

(1) 市の現状からみた課題

本市の現状からみた課題として、次のようなものがあげられます。

- ・ 歩行者を第一とした安全・安心な通行空間の計画的・段階的な道路整備
- ・ 河川・水路、下水道の維持保全・整備
- ・ 市街地の防災性の向上
- ・ 既成市街地の住環境の整備
- ・ 良好な市街地環境の維持・保全
- ・ 西部市街地における計画的な公園・緑地の整備と維持保全
- ・ 都市緑化等による魅力あるまちなみ整備
- ・ 山地部の恵まれた自然環境の保全と活用
- ・ 土砂採取跡地等の回復
- ・ 農地の保全と活用
- ・ 歴史的なまちなみの維持・保全
- ・ 都市的未利用地等の計画的な市街地整備
- ・ 公共施設等の都市機能の集約化等による適正な配置の検討
- ・ 市民ニーズに対応した公共公益施設の整備・改善

本市には、豊かな自然と古くからの歴史の面影を残すものが多く存在している一方、山間部では土砂採取によって自然が壊されているところもあり、これまで緑化回復を基本に荒廃地の保全・整備に努めてきましたが、更なる取り組みが必要です。

既成市街地においては、道路、公園といった都市基盤施設整備のほか、市街地の防災性の向上や住環境の改善・整備が必要となっています。さらに、市民生活ニーズの多様化や変化に対応したまちづくりの推進が必要となっています。

(2) 社会潮流からみた課題

本計画では、将来を展望しながら社会の潮流を見極め、新たな課題への的確な対応が求められています。このような状況のなかで、今後のまちづくりにおいて求められる課題として次のようなものが挙げられます。

1) 少子高齢化社会に対応した都市づくり

我が国は急速に少子高齢化が進行しており、まちづくりの視点からも高齢者や障がい者等の日常生活を支えるバリアフリー化の推進や子どもを育てやすい住環境の整備が求められています。まちづくりのなかで高齢者の知識や経験がいかされる場づくりが求められています。

2) 高度化する情報社会に対応した都市づくり

情報通信技術の進展により、携帯電話やスマートフォンをはじめ、インターネット、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などが急速に普及し、私たちの都市生活や日常生活に身近なものとなっています。これからのまちづくりに際しては、利便性、安全性、快適性の向上に向けた情報化を図るとともに、市民への情報発信・コミュニケーションツールとして活用していく必要があります。

3) 環境共生の都市づくり

地球環境問題は、世界が協力して取り組まなければならない課題です。それには自然と共生し、環境負荷をなるべく小さくした経済活動、産業活動、日常生活ができる都市につくりかえていく必要があります。

4) 災害に強い都市づくり

東日本大震災や熊本地震の発生、集中豪雨による浸水や土砂災害や南海トラフ地震への対策等、平常時から大災害を意識した防災や減災への関心が高まっています。このため、治山・治水や火災等に配慮した災害に強い都市づくりが必要となっています。

5) 成熟化社会に対応した都市づくり

物質的な満足を得た現代人は、生活の質の向上への欲求や健康志向、個性的な生き方志向をますます高めています。このため市民各個人が自己実現の生活が可能な都市づくりが求められています。

6)人々の生活圏に対応した都市づくり

自動車の普及により道路が整備され、また公共交通機関の整備により、1市町村の行政区域の枠を越えて都市活動が営まれ、人々の日常生活圏は広域化・多様化しています。本市の都市づくりについても、周辺都市と連携しつつ広域化に対応していく必要があるとともに、今後、少子高齢化社会を踏まえた生活圏の対応も求められています。

7)関西文化学術研究都市と連携した都市づくり

関西文化学術研究都市は、我が国の学術研究を先導する先端的な都市づくりであり、本市には田原地区と清滝・室池地区が含まれています。本市の都市づくりに際しては、この学術研究都市の形成に向けて努力を払うとともに、学術研究都市と連携した都市づくりが求められています。

(3)市民意識からみた課題

1)現状からみた課題

市民の定住意向は約70%と高い割合を占めています。改善すべきところとして、「余暇を楽しむ場所が少ない」「買い物に不便」「交通の不便さ」がそれぞれ約3割となっており、「買い物」「交通」は住みよさのために必要であり、定住の意向の高さを維持するためにも改善等の対策が求められます。

中学生のアンケートにおいて「進学や就職で離れても戻ってきたい」との回答が約4割と高く、本市の将来を担う子どもたちが変わらず、「暮らしたい」と思えるようまちづくりを進めていく必要があります。

2)将来像からみた課題

本市に求める将来像は、「福祉・医療体制が整った安心して暮らせるまち」が約48%と多く、次いで「自然環境に恵まれた住み心地のよいまち」が約35%、「交通安全施設や防犯防災体制の整った安全なまち」の約28%と続いています。市民の多くは、福祉や医療、防災や防犯への意見が多いことから「安心・安全」に暮らせるまちが重要であることに加え、「環境の良さ」や「暮らしやすさ」など生活にゆとりを持たせる生活環境づくりの必要性も求められています。

中学生アンケートにおける将来像においても、「交通事故・犯罪・公害・災害のない安心・安全なまち」が最も高く、次いで「豊かな自然と仲よくできるまち」が高いことから、こちらでも「安全・安心」な環境づくりと周囲の自然を活かしたまちづくりが求められています。

(4)都市づくりの基本的な課題

既存の都市問題を解消しながら、個性豊かで住みよいまちづくりを進めていくためには、次のような基本課題が抽出されます。

1)安全で安心な都市の実現

東日本大震災で再度、都市防災のあり方を問い直すこととなり、南海沖トラフ地震への対策など防災への取組みも進められている一方、集中豪雨による住宅浸水、土砂災害等による甚大な被害を目の当たりにし、防災と共に減災への関心も高くなっています。

市民が安心して暮らせる都市形成をめざし、道路、公園、防災施設整備や治山治水事業の推進、建物の不燃化・耐震化などを総合的に進め、災害に強い安全な都市づくりを進めていく必要があります。

2)人にやさしい都市づくりの推進

人口減少や少子高齢化が進むなか、活力のある地域社会としていくためには、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことのできるバリアフリーな都市づくりを進めることが必要です。また、近年女性の社会進出により、子どもを育てやすい環境を整備していくことも人口減に歯止めをかけるうえでも必要となっています。

3)環境問題への対応

地球温暖化などの地球環境問題への対策の一つとして、また東日本大震災などにより、太陽光など再生可能な自立性の高いエネルギーへの転換の必要性が高まっています。今後は人と環境にやさしい、持続可能な都市づくりが必要となっています。

4)良好な都市基盤施設の整備の推進

定住環境の向上のためには、都市基盤の整った良好な都市の形成が必要です。宅地化すべき農地や都市的未利用地等の有効・高度利用の促進、民間の大規模開発の適正な誘導などにより、良質な住宅・宅地の供給を促進する必要があります。

また、既成市街地における住環境の改善・整備などへの対応が必要となっているほか、道路、公園等の生活基盤整備の推進を図っていく必要があります。

5)生活の質の向上に対応した都市づくり

健康志向や余暇志向、生活の質の向上への欲求などに対して、文化やスポーツ・学習活動の場の整備が求められており、真の豊かさや心の安らぎが実感できる生涯学習、生涯スポーツの都市づくりを進める必要があります。

6) 多様性をもった都市機能の実現

本市は、大都市近郊ののどかな農村から住宅都市へ、そして関西文化学術研究都市の一角として大学や宿泊研修施設、レクリエーション施設が集積する多様性のある都市に成長しつつあります。このような条件を活かしつつ、産業活動を振興し都市活力を高めていく必要があります。文化学術研究地区での文化学術研究施設やレクリエーション施設の集積促進、交通結節点での商業、流通業務等の集積拠点の形成、市域の交通ネットワークの充実強化などが必要となっています。

また、市内のシビックエリアを含めた公共施設については、施設の更新、集約化や適正な規模・配置等を検討しています。今後はより具体的に進め、市民にとって利用しやすく、人が集まれる魅力あるものにしていく必要があります。

7) 個性と魅力のある都市の実現

都市の魅力を高めていくため、自然や歴史などの地域特性を活かした個性的で魅力をもったまちづくりが求められています。北生駒山地は、都市近郊のなかの貴重な水とみどりとのふれあいの場であり、豊かな自然環境を市・府民の共有の資産として将来にわたって保全・回復し、活用していく必要があります。

さらに、緑の文化園周辺や水辺空間、公園、歴史遺産などがもつ特性を活用し、整備が進められている四條畷市総合公園など、人々が自然に親しみ憩える場としてその保全・整備を図り、個性と魅力のある都市づくりが必要となっています。

8) 市民参加のまちづくりの推進

市民にとって、住み良いまちづくりを進めるにあたっては、行政主導の一方的な都市づくりでなく、市民・事業者・行政が地域社会のまちづくりの目標を共有しながら、相互の役割分担と協働によるまちづくりを進める必要があります。地域性を活かしたコミュニティを構築するため、現在「まちづくりコミュニティ」を各地域で実施しています。まちづくりに関する活動や支援、情報提供などを行うとともに、市民が参加しやすいまちづくりを進めていく必要があります。